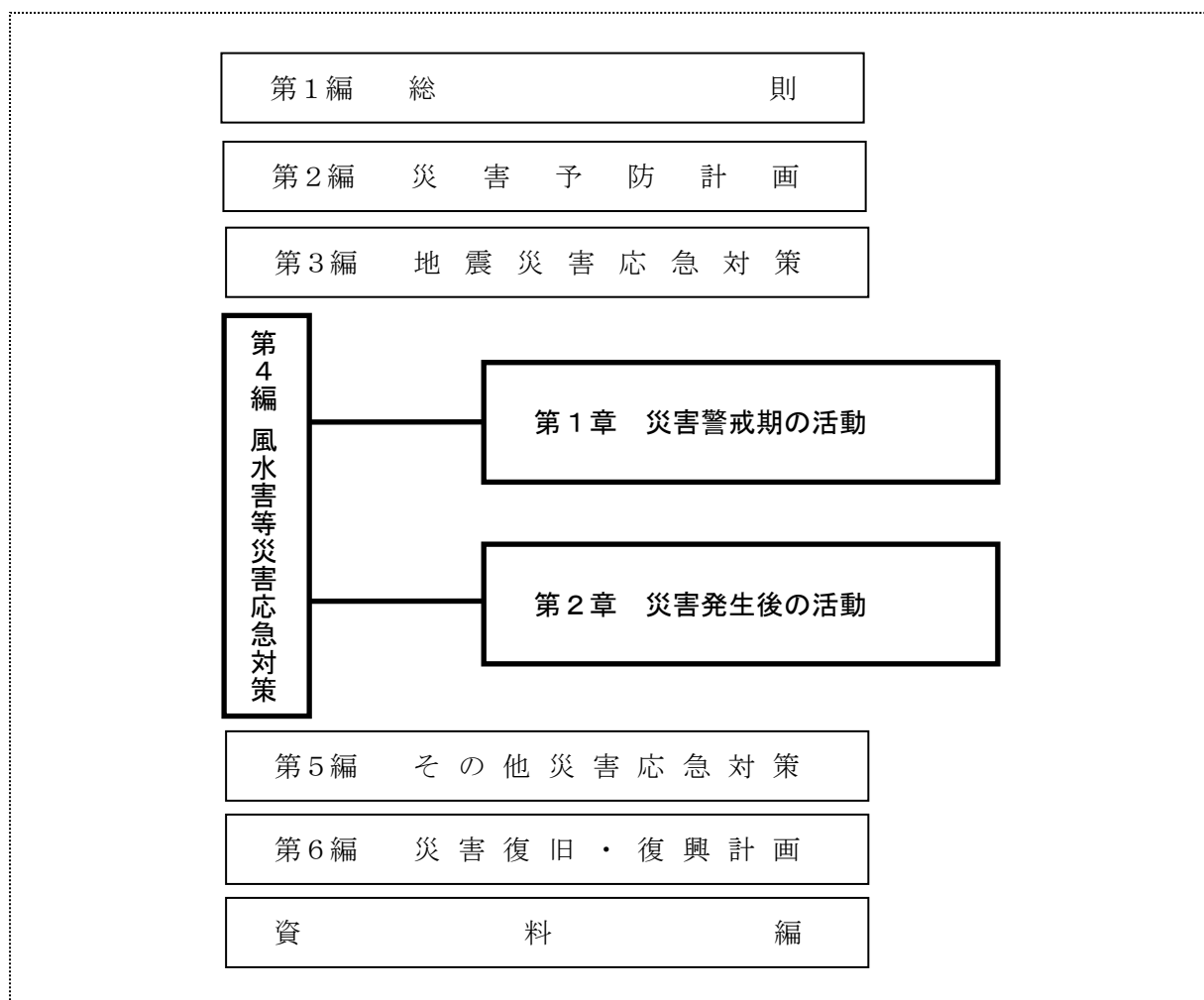


第4編 風水害等災害応急対策



第1章	災害警戒期の活動	風－1
第2章	災害発生後の活動	風－36

災害応急対策編の町が行う応急措置等については、町災害対策本部が設置された場合の各部の活動について記述しており、災害対策本部が設置されない場合の応急措置等については、災害対策本部が設置された場合に準ずる。この場合各部の名称は次のとおりに読み替えるものとする。

災害対策本部の名称	通常の名称
総合政策対策部	総合政策部
総務対策部	総務部
健康福祉対策部	健康福祉部
都市創造対策部	都市創造部
議会対策部	議会事務局
上下水道対策部	上下水道部
教育こども対策部	教育こども部
消防対策部	消防本部及び消防団

第1章 災害警戒期の活動

第1節 気象予警報等の伝達

大阪管区气象台などから発せられる気象予警報等を、あらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民に迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずるものとする。

第1 気象予警報等

1 大阪管区气象台が発表する気象予警報

大阪管区气象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。その際、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度、その切迫度を伝える情報などを分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。

これらは、市町村単位「島本町」で発表される。また、テレビ、ラジオによる放送では、市町村等をまとめた地域の名称「北大阪」や「大阪府」で発表されることもある。

なお、大雨注意報、洪水注意報は避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2、大雨警報、洪水警報は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3、土砂災害警戒情報は大雨による土砂災害の危険性が高く、避難が必要とされる警戒レベル4（詳細は第3 大雨警報・洪水警報の危険度分布等に記載）に相当する。

大阪府に関する警報・注意報等（令和元年11月14日現在）

警報・注意報発表基準一覧表

令和元年11月14日現在
発表官署 大阪管区气象台

島本町	府県予報区	大阪府		
	一次細分区域	大阪府		
	市町村等をまとめた地域	北大阪		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	22	
		土壌雨量指数基準	162	
	洪水	流域雨量指数基準	水無瀬川流域=9.2	
		複合基準*1 指定河川洪水予報 による基準	淀川流域=(20, 51.2) 淀川[枚方]	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm
			山地	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	14	
		土壌雨量指数基準	106	
	洪水	流域雨量指数基準	水無瀬川流域=7.3	
		複合基準*1 指定河川洪水予報 による基準	水無瀬川流域=(7, 6.1), 淀川流域=(12, 46.1) 淀川[枚方]	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ5cm
			山地	12時間降雪の深さ10cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度60%		
	なだれ	①積雪の深さ20cm以上あり降雪の深さ30cm以上		
		②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上またはかなりの降雨*2		
低温	最低気温-5℃以下			
霜	4月15日以降の晩霜 最低気温4℃以下			
着水				
着雪	24時間降雪の深さ:平地20cm以上 山地40cm以上 気温:-2℃~2℃			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は大阪管区气象台の値。

第4編 風水害等災害応急対策

第1章 災害警戒期の活動

- 注1 発表基準欄に記載した数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の概ねの目安である。
- 注2 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り替えられ、又は解除されるまで継続される（気象庁予報警報規程第3条）。
- 注3 ☆印は、気象注意報・警報に含めて行う（気象庁予報警報規程第12条）。
- 注4 大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。ただし、土砂災害警戒情報の対象となっていない市町村には、大雨警報（土砂災害）は発表されない（詳細は表1の「留意点」・「備考」参照）。
- 注5 大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村をまとめた地域の名称（表1を参照）」や「大阪府」を用いる場合がある。
- 注6 雷注意報には、発達した雷雲の下で発生することの多い激しい突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。また、急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられることがある。

(3) 特別警報

気象現象等によって尋常でない災害が予想される場合、住民及び関係機関の最大限の警戒を促すために市町村毎に特別警報を発表する。

現象の種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合である。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

注1 表中の「数十年に一度」の現象に相当する降雨量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表する。

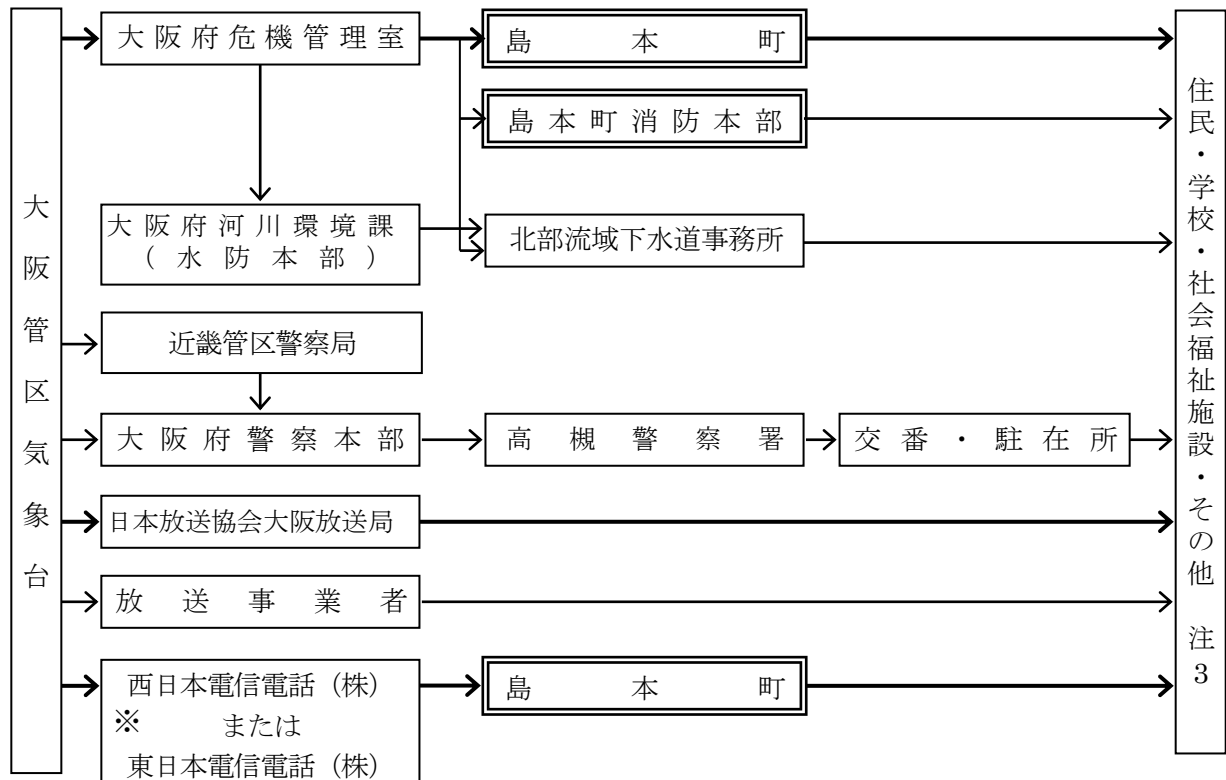
注2 以下の現象についても特別警報に位置付ける。

現象の種類	発表基準
津波	高いところで3mを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置付ける)
地震（地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置付ける)

(4) 気象情報

気象等の予報に関係のある、台風、大雨、竜巻等突風及びその他の異常気象等についての情報を住民及び関係機関に対して発表する。なお、竜巻注意情報は、雷注意報を補足する情報として、各地の気象台が担当地域を対象に発表する。

(5) 気象予警報等の関係機関への伝達系統

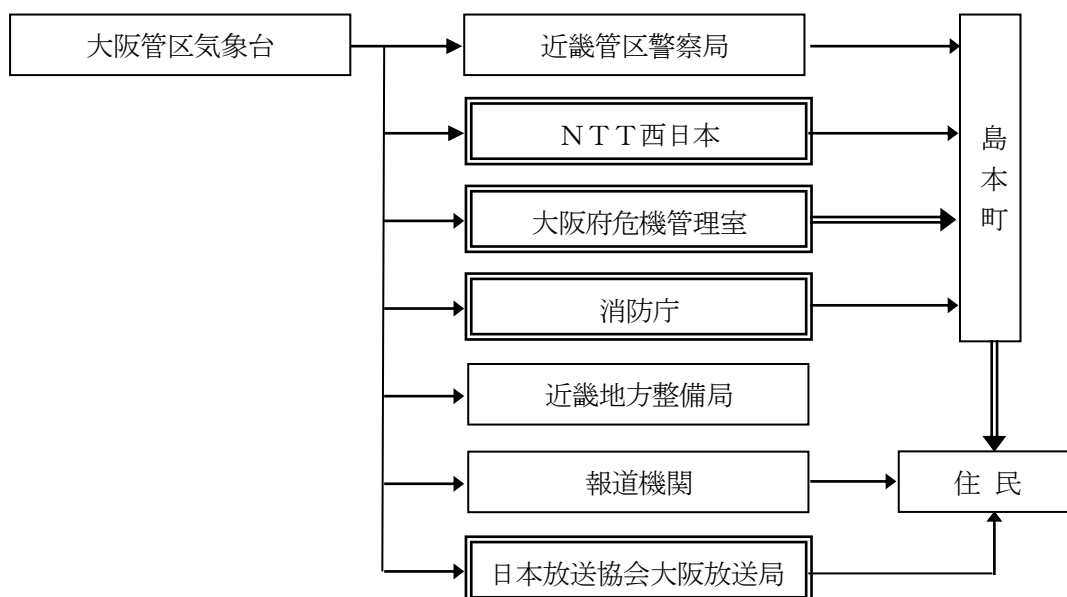


(注) 1 太線は、気象業務法に規定された伝達経路を示す。

2 ※ 印は警報の場合のみ

3 緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、波浪、大雪又は暴風雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

(6) 特別警報の関係機関への伝達経路



(注) 1 二重線枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先である。

2 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている。

2 大阪管区气象台と近畿地方整備局が共同で発表する洪水予報（淀川、桂川下流）

大阪管区气象台と近畿地方整備局は、「淀川洪水予報実施要領」に基づき、淀川、桂川下流の洪水予報を共同で発表する（気象業務法第14条の2第2項、水防法第10条第2項）。

(1) 洪水予報等の種類と発表基準

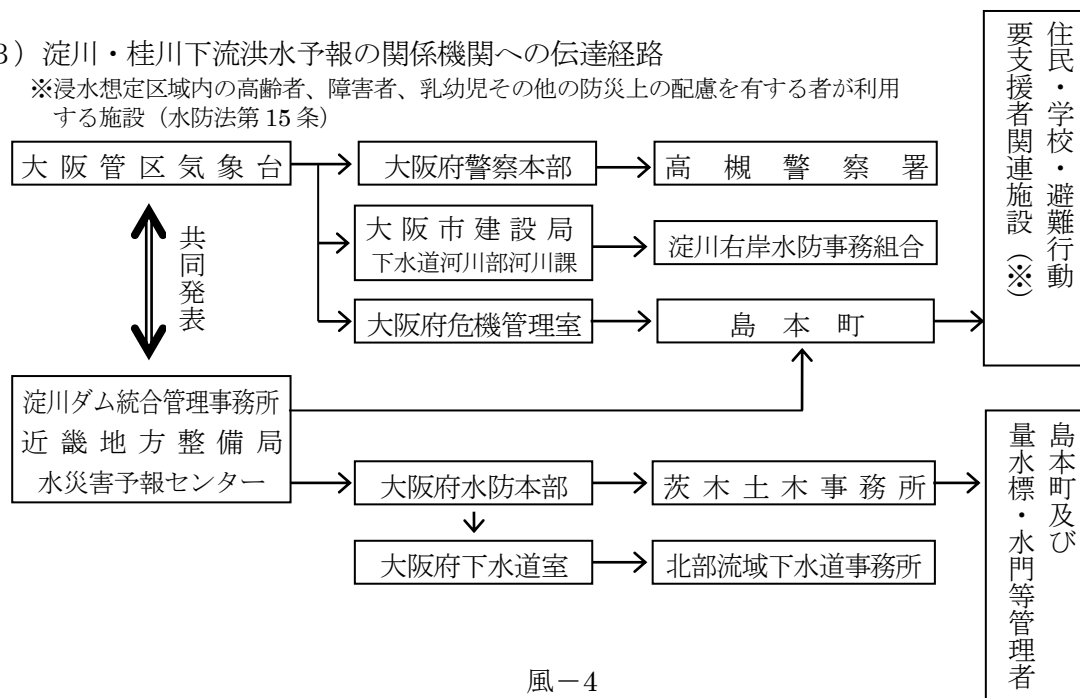
標題（種類）	発表基準
淀川、桂川下流 氾濫注意情報 （洪水注意報）	基準地点（枚方、桂）の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
淀川、桂川下流 氾濫警戒情報 （洪水警報）	基準地点（枚方、桂）の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
淀川、桂川下流 氾濫危険情報 （洪水警報）	基準地点（枚方、桂）の水位が氾濫危険水位に達したとき。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
淀川、桂川下流 氾濫発生情報 （洪水警報）	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。

(2) 各河川の各種水位

発表単位	河川名		基準点	氾濫注水 水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (m)	零点高
淀川	左岸	京都府界より海まで	枚方	4.50	5.40	5.50	O.P. 6.868m
	右岸	〃					
桂川下流	左岸	京都府京都市右京区嵯峨 亀ノ尾町無番地から淀川 への合流点まで	桂	3.80	3.90	4.00	O.P. 19.391m
	右岸	京都府京都市西京区嵐山 元祿山町国有林 38 林班 ル小班地先から淀川への 合流点まで					

(3) 淀川・桂川下流洪水予報の関係機関への伝達経路

※浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を有する者が利用する施設（水防法第15条）



3 避難判断水位（特別警戒水位）の設定及び到達情報の発表（水無瀬川）

府と連携し、管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるとして指定した水位周知河川（水無瀬川）において、避難判断水位（特別警戒水位）、はん濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位を設定し、当該河川の水位がこれに到達したときは、一般に周知する。

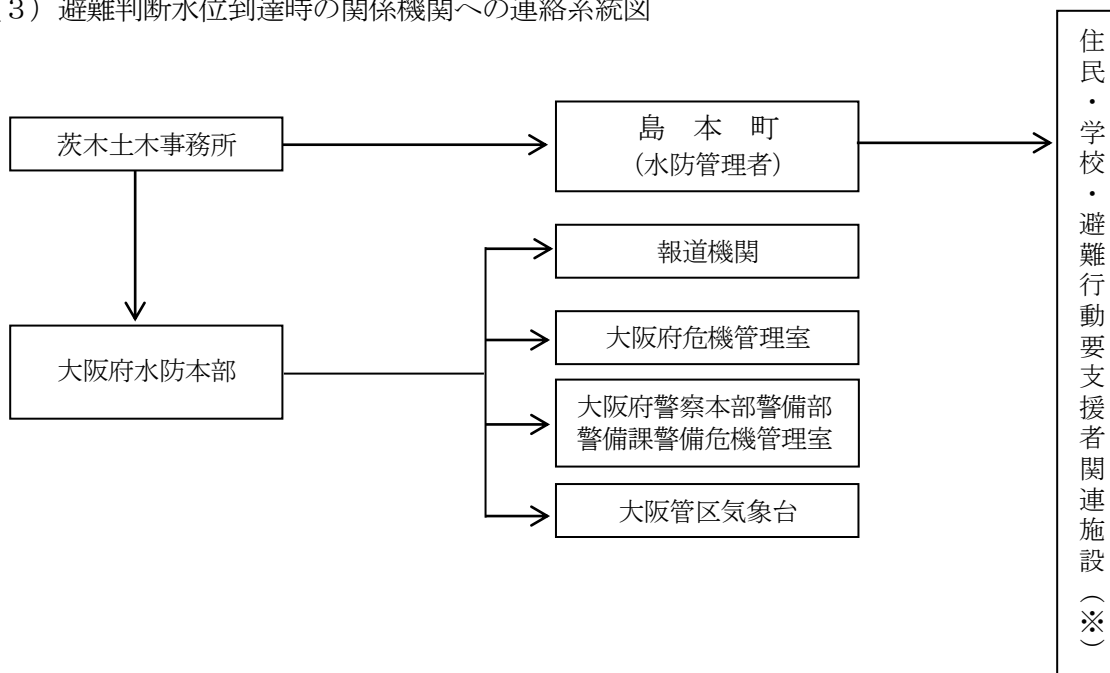
（1）洪水予報等の種類と発表基準

標題（種類）	発表基準
氾濫注意情報 （洪水注意報）	次の基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
氾濫警戒情報 （洪水警報）	次の基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
氾濫危険情報 （洪水警報）	次の基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
氾濫発生情報 （洪水警報）	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。

（2）水無瀬川の各種水位

河川名	区域		延長 (km)	対象量水標	氾濫 注意 水位 (m)	避難 判断 水位 (m)	氾濫 危険 水位 (m)
	左岸	右岸					
水無瀬川	左岸	島本町東大寺2丁目地先（名神高速道路橋梁下流端）から桂川合流点まで	1.5	水無瀬橋	1.50	1.95	2.45
	右岸	島本町東大寺3丁目地先（名神高速道路橋梁下流端）から桂川合流点まで					

（3）避難判断水位到達時の関係機関への連絡系統図



※浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を有する者が利用する施設（水防法第15条）

第2 土砂災害警戒情報等

1 大阪管区気象台及び大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報

府及び大阪管区気象台は大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。

町は、土砂災害警戒情報に基づき避難勧告等必要な措置を講じる。（災害対策基本法第51条、第55条、気象業務法第11条、第13条、第15条）

2 土砂災害警戒情報等の種類と内容

情報の種類	解説
土砂災害警戒準備情報	<ul style="list-style-type: none">・ 3時間後予測雨量で、土砂災害発生危険基準線を超過時に発表・ 避難の準備の目安
土砂災害警戒情報	<ul style="list-style-type: none">・ 2時間後予測雨量で、土砂災害発生危険基準線を超過し、かつ大阪管区気象台の土壤雨量指数が基準を超過した時に発表・ 町長が避難勧告等を発令する際の判断・ 住民の自主避難の目安

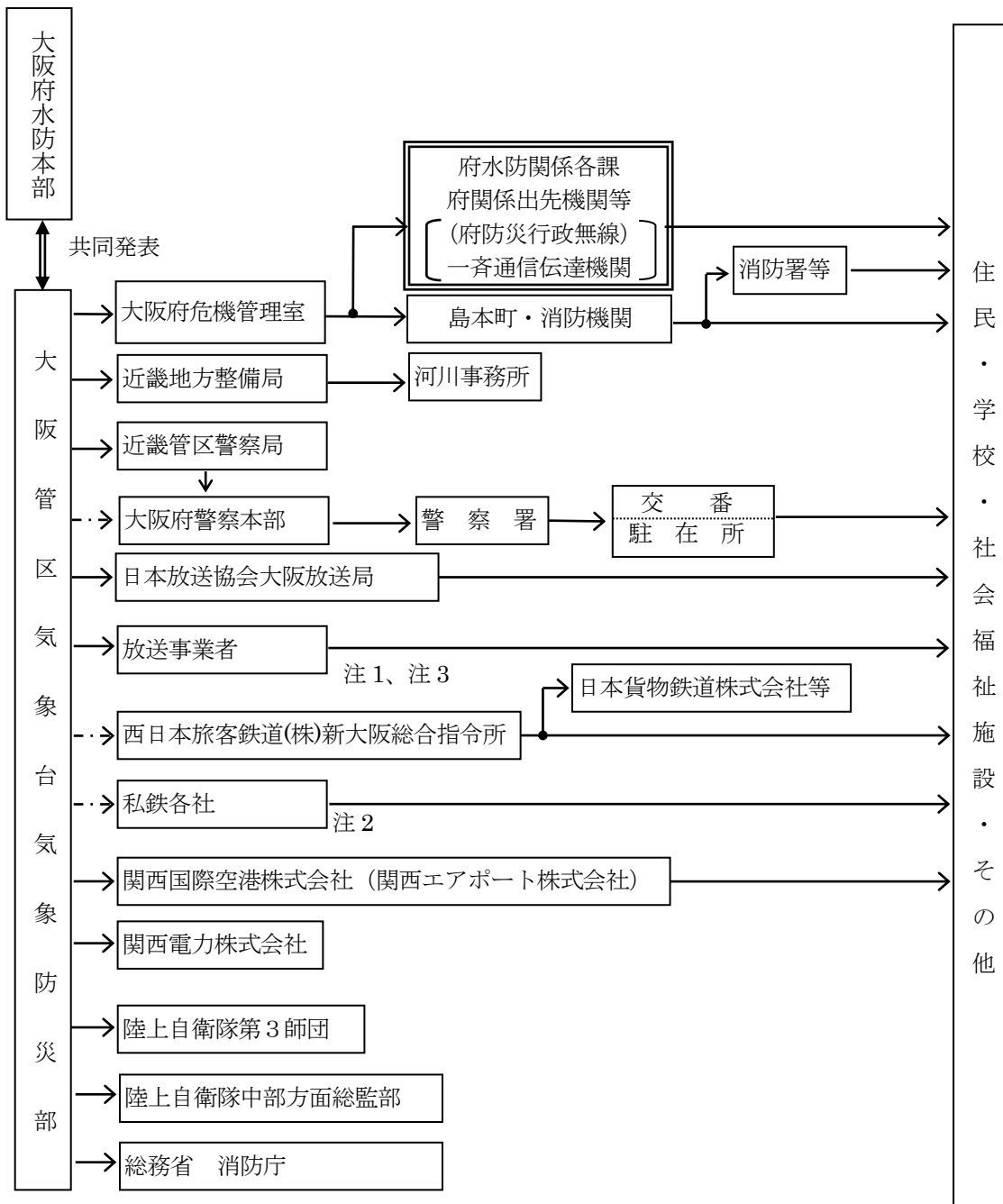
3 土砂災害警戒情報の留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壤雨量指数等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。

土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

4 土砂災害警戒情報の関係機関への伝達経路



- (注) 1 放送事業者とは、朝日放送グループホールディングス、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪の5社である。
- 2 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、南海電鉄株式会社、京阪電鉄株式会社、北大阪急行株式会社、能勢電鉄株式会社、大阪府都市開発株式会社（泉北高速鉄道）の7社である。
- 3 大阪管区気象台からの伝達経路で - - - -> 及び放送事業者の株式会社エフエム大阪は専用回線以外である。

第3 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

警報の危険度分布等の概要

種 類	概 要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>
洪水警報の危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>

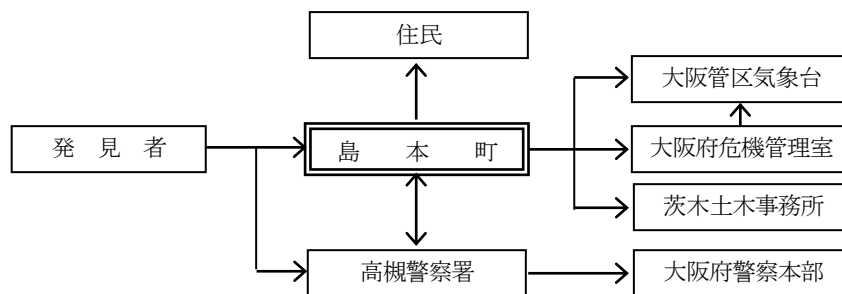
第4 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれのある異常現象を発見したものは、遅滞なく町長又は警察官に通報しなければならない。通報を受けた町長は、必要に応じて大阪管区气象台、府危機管理室に通報するとともに住民に対して周知徹底をはからなければならない。

1 異常現象の種類

- (1) 水害（河川、ため池等）
 - ア 堤防の亀裂又は欠け・崩れ
 - イ 堤防からの溢水
 - ウ 堤防の天端の亀裂又は沈下など
- (2) 土砂災害
 - ア 土石流
 - (ア) 山鳴り
 - (イ) 降雨時の川の水位の低下
 - (ウ) 川の流れの濁り及び流木の混在など
 - イ 地すべり
 - (ア) 地面のひび割れ
 - (イ) 沢や井戸水の濁り
 - (ウ) 斜面からの水の吹き出しなど
 - ウ がけ崩れ
 - (ア) わき水の濁り
 - (イ) がけの亀裂
 - (ウ) 小石の落下など
 - エ 山地災害
 - (ア) わき水の量の変化（増加又は枯渇）

2 異常現象通報系統図



第5 住民への周知

必要に応じ、防災行政無線、広報車等を利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に対して予警報等を伝達するとともに、予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。

特に台風接近時には、台風の状況と併せ、不要・不急の外出抑制の呼びかけ等の周知を図る。なお、竜巻注意情報については、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のホームページやメールでの周知を図る。

周知に当たっては、登録携帯へのメールや音声対応、テレビの文字放送等の情報システムを活用するほか、民生委員児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して、避難行動要支援者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。

第2節 組織動員

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施する組織体制を迅速に確立する。また、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。

第1 組織体制

1 災害対策本部の設置

町長は、町域内に災害が発生し、又は災害の発生が予測される場合、自らを本部長として島本町災害対策本部を設置して職員の動員配備を行い、防災活動体制を確立する。

2 防災対策会議体制の設置

災害対策本部を設置するに至らないが、気象予警報等により災害の発生が予測される場合は、情報収集及び比較的軽微な災害応急対策を実施するために防災担当部課による防災対策会議体制を設置し、防災活動を行う。

防災対策会議体制では十分な災害応急対策が困難と判断される場合は直ちに町長に被害状況等を報告し、災害対策本部の設置を要請する。

3 職員への連絡・伝達

(1) 勤務時間内

勤務時間内に気象予警報等が発表された場合、又は災害の発生するおそれが生じた場合は、総務部長は防災対策会議を招集し、状況の把握と組織体制の検討を行うとともに、町長に伝達し、組織体制等の決定を要請する。町長が決定した組織・配備体制は、庁内放送及び防災行政無線等によって伝達するとともに、各部連絡担当責任者を通じ、組織体制の設置と防災活動を実施する。

(2) 勤務時間外

勤務時間外においては、府危機管理室からの情報を消防本部が受信し、総務部危機管理室長に伝達する。総務部危機管理室長は、総務部長を通じて町長に伝達し、町長は組織体制を決定する。

決定した組織体制は、総務部危機管理室を経て、各職員に伝達される。

第2 災害対策本部の設置

本町域内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、町長は防災対策会議の協議に基づいて災害対策本部を設置する。

1 設置基準

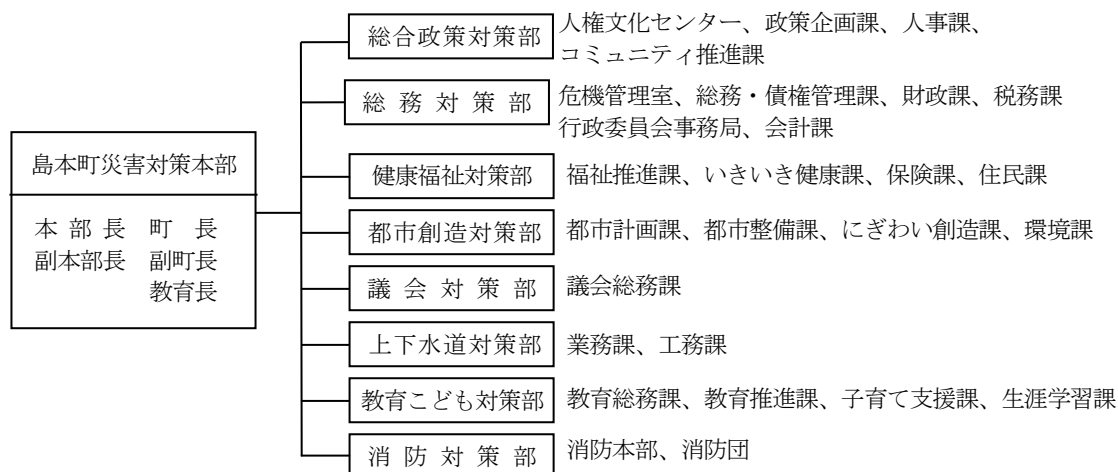
- (1) 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。
- (2) 大雨特別警報、暴風特別警報が発表されたとき。
- (3) 災害救助法の適用を要する災害が発生したとき。
- (4) その他町長が必要と認めたとき。

2 廃止基準

- (1) 町の地域について災害の発生のおそれが解消したとき。
- (2) 災害応急対策が概ね完了したとき。
- (3) その他町長が適当と認めたとき。

3 組織及び運営

- (1) 災害対策本部の組織



- (2) 災害対策本部会議

災害対策本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

災害対策本部会議は、災害応急対策に関する重要事項について検討・指令するものであり、本部長が必要に応じて招集する。ただし、本部長は、極めて緊急を要し災害対策本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は一部の本部員との協議をもってこれに代える。

ア 協議事項

- (ア) 災害予防、災害応急対策に関すること。
- (イ) 動員・配備体制に関すること。
- (ウ) 災害対策本部の廃止に関すること。
- (エ) 各対策部間調整事項に関すること。
- (オ) 住民への避難の勧告・指示（緊急）及び警戒区域の設定に関すること。
- (カ) 府及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (キ) 自衛隊災害派遣要請に関すること。
- (ク) 他の市町村への応援要請に関すること。
- (ケ) 災害救助法の適用要請に関すること。
- (コ) 激甚災害の指定の要請に関すること。
- (サ) 災害復旧に関すること。
- (シ) その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。

イ 事務局

事務局は総務対策部危機管理室が行う。

ウ 決定事項の通知

本部会議等の決定事項のうち必要と認める事項は、その都度、各関係機関に通知する。

また、職員に周知を要するものについては、庁内放送等により速やかに周知徹底を図るとともに、総務対策部危機管理室は各部相互間の連絡調整を迅速に行うものとする。

4 設置及び廃止の通知

町長は、災害対策本部を設置又は廃止した場合は、各部、知事、関係機関、防災会議構成員、報道機関、住民等にその旨を通知する。

5 災害対策本部の設置場所

本部は、原則として島本町役場地階第五会議室に設置する。

ただし、当該施設が使用不可能と判断される場合、又は災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図るため必要がある場合は、本部長の判断により他の施設に設置する。この場合、各部、知事、関係機関、防災会議委員、報道機関等に電話等によって周知徹底を図るものとする。

災害対策本部を設置する場合、総務対策部危機管理室は、直ちに設置される場所の安全を点検し、必要な機器等を配置する。

6 災害対策本部表示の掲示

災害対策本部が設置された場合、島本町役場正面玄関等に「島本町災害対策本部」の標識を掲示する。

7 職務・権限の代行

- (1) 災害対策本部の本部長は町長があたり、町長が何らかの事情により不在の場合には、副町長、教育長の順位で代行する。
- (2) 本部員（各部長）及び課長の代行は、各部においてあらかじめ指名したものが行う。

職務代行の対象者	職務代行の順位				
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	第5順位
町長	副町長	教育長	総務部長	都市創造部長	
総合政策部長	政策企画課所管次長	他の次長	政策企画課長	先着上位	
総務部長	危機管理室所管次長	他の次長	会計管理者	総務・債権管理課長	先着上位
健康福祉部長	福祉推進課所管次長	他の次長	福祉推進課長	先着上位	
都市創造部長	都市計画課所管次長	他の次長	都市計画課長	先着上位	
議会事務局長	議会総務課長	先着上位			
上下水道部長	業務課所管次長	他の次長	業務課長	先着上位	
教育子ども部長	教育総務課所管次長	他の次長	教育総務課長	先着上位	
消防長	消防本部次長	署長	管理課長	先着上位	

8 対策の実施

各部はそれぞれの組織を整備し、本部の決定及び事務分掌に基づき災害応急対策活動を実施する。

9 大阪府現地災害対策本部との連携

大阪府が現地災害対策本部を設置した場合は、その連携を図りながら災害応急対策を進めるものとし、総務対策部危機管理室は、連絡要員を大阪府現地災害対策本部に派遣するものとする。

10 事務分掌

部 名	担 当 課	事 務 分 掌
総合政策対策部	人権文化センター 政策企画課 人 事 課 コミュニティ推進課	所管施設の被害調査及び復旧に関する事 通信情報に関する事 職員の現地派遣及び輸送に関する事 職員配置の連絡、配給に関する事 職員の食糧の配達、配給に関する事 災害見舞の応援及び現地視察に関する事 総務対策部危機管理室の応援に関する事 災害広報に関する事 自治会、住民等との連絡調整に関する事 報道機関との連絡・調整に関する事
総務対策部	危機管理室 総務・債権管理課 財 政 課 税 務 課 会 計 課 行政委員会事務局	防災会議及び本部会議に関する事 各部及び関係機関との調整に関する事 災害対策本部及び防災計画に関する事 通信機器及び常備器具に関する事 災害緊急措置に関する事 応急対策用物資の調達に関する事 災害救助法の適用に関する事 災害復旧計画に関する事 災害資料の作成に関する事 車両に関する事 罹災証明に関する事 その他各部所管に属さないこと 被害一般家庭の調査記録に関する事 罹災町民からの陳情に関する事 ふれあいセンターの被害調査及び復旧に関する事 災害予算措置に関する事 被害経理事務に関する事 経費の支払い及び審査に関する事 町税の減免等に関する事 町有財産の被害調査に関する事

部 名	担 当 課	事 務 分 掌
健康福祉対策部	福祉推進課 いきいき健康課 保険課 住民課	要配慮者の安全確認及び援助に関すること 要配慮者の2次的避難に関すること（福祉避難所、仮設住宅への収容） 見舞金、弔慰金及び災害援護資金等の支給及び貸付けに関すること 福祉関係団体との連絡調整に関すること 被災者の生活援護に関すること（避難行動要支援者を含む） 部内の連絡調整に関すること 感染症の予防に関すること 医療機関及び保健所との連絡に関すること 救護所の設置及び運営に関すること 入浴施設の設置の支援に関すること 所管施設の被害調査及び復旧に関すること 埋火葬に関すること 柩・ドライアイス等の手配に関すること
都市創造対策部	都市計画課 都市整備課 にぎわい創造課 環境課	町営住宅の応急修理に関すること 応急仮設住宅の建設に関すること 被災住宅の応急修理に関すること 公共営造物の応急修理に関すること 住居の浸水対策に関すること 道路、河川の被害状況の調査及び応急復旧に関すること 水防に関すること 労務動員に関すること 公園施設の利用に係る調整に関すること 公園、街路樹の被害調査及び応急復旧に関すること 災害時の資機材の調達に関すること その他、応急修理に関すること 部内の連絡調整に関すること 被災現地への救援に関すること 農作物、農業用施設等の被害調整及び応急復旧に関すること ため池の水防に関すること 商工業関係被害調査及び普及に関すること 物品の監視及び消費者情報の提供に関すること 安定供給が必要な食料及び生活必需品等の把握及び調達に関すること 被害者用物品の調達に関すること 所管施設の被害調査及び復旧に関すること 防疫作業に関すること し尿の緊急汲取りに関すること し尿、ごみの収集及び清掃に関すること 災害廃棄物の受入れ及び処理に関すること 災害廃棄物処理に係る関係機関との連絡調整に関すること
議会対策部	議会総務課	町と議会との連絡・調整に関すること その他議会に関すること

第4編 風水害等災害応急対策

第1章 災害警戒期の活動

部 名	担 当 課	事 務 分 掌
上下水道対策部	業 務 課 工 務 課	水道施設及び大沢地区特設水道施設の被害調査及び復旧に関すること 飲料水の確保・供給に関すること 被害家屋への応急給水に関すること 下水道施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること
教育子ども対策部	教 育 総 務 課 教 育 推 進 課 子 育 て 支 援 課 生 涯 学 習 課	教育施設の被害調査及び復旧に関すること 児童及び教職員の避難誘導に関すること 避難所の開設、収容、保護に関すること 炊き出し、給食に関すること 被災者に対する食料品、生活必需品などの配給に関すること 学用品の調達配給に関すること 文化財の被害状況の調査及び応急対策に関すること 所管施設の被災状況及び応急復旧に関すること 社会教育関係団体との連絡調整に関すること
消 防 対 策 部	消 防 本 部 消 防 団	火災及び救急業務に関すること 消防関係施設の被害調査に関すること 消防団に関すること その他人命救助等に関すること
各 部 共 通		部内の災害応急対策計画の作成に関すること 部内各課間の職員の応援体制に関すること 他部への応援体制に関すること 部に関する情報収集、調査、災害対策本部への報告に関する こと

第3 防災対策会議体制の設置

町長は、次の設置基準に該当する場合、総務部長を議長とする防災対策会議体制を設置し、情報収集等にあたる。

1 設置基準

- (1) 暴風、大雨、洪水のいずれかの警報が発表された場合
- (2) 災害の発生するおそれがあり、町長が必要と認めた場合

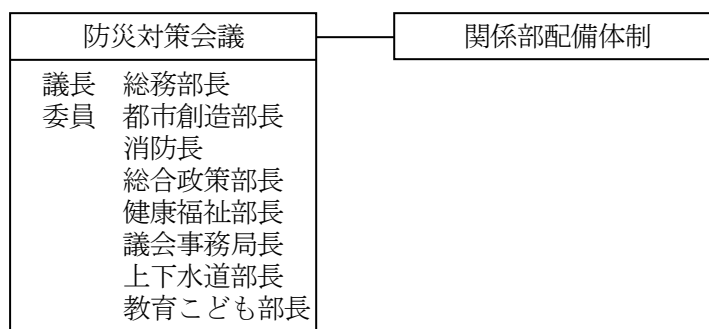
2 廃止基準

- (1) 町長が情報収集の必要がないと認めた場合又は災害応急対策が概ね完了したと認めた場合
- (2) 調査の結果、災害対策本部を設置して災害応急対策を実施する方が望ましいと町長が認めた場合

3 組織及び運営

(1) 防災対策会議の組織

- ア 防災対策会議は、総務部長を議長として、都市創造部長、消防長、総合政策部長、健康福祉部長、議会事務局長、上下水道部長、教育こども部長で構成する。
- イ 総務部長は、災害対策活動のうえで必要な場合、前項アで構成される者のほか、関係職員を配置させることができる。



(2) 防災対策会議の活動

- ア 災害による被害状況の情報収集を行うとともに、必要に応じて関係職員を動員し、災害応急対策活動を行う。
- イ 災害の規模が大きく、関係職員だけで対応できない場合は、災害対策本部の設置を検討し、町長に検討結果を報告する。

第4 動員配備

1 動員配備の基準

動員配備の基準は「島本町災害応急対策実施要領」によるものとし、その概要を以下に示す。

(1) 1次配備（防災対策会議体制）

- ア 気象警報（大雨（浸水害）、洪水、暴風、暴風雪、大雪）が発令された場合
- イ 気象注意報が発令され、かつ町としての対応が必要と判断した場合

第4編 風水害等災害応急対策

第1章 災害警戒期の活動

- (2) 2次配備（防災対策会議体制）
 - ア 大雨（土砂災害）警報が発表された場合
 - イ 台風の接近に伴う気象警報が発表された場合
- (3) 3次配備（防災対策会議体制）
 - ア 土砂災害警戒情報が発表された場合
 - イ 気象（暴風、大雨、洪水）警報が発表され、かつ水無瀬川の水位が1.00mを超えた場合
 - ウ 気象（暴風、大雨、洪水）警報が発表され、かつ淀川の水位が4.00mを超えた場合
 - エ 道路冠水が確認された場合
- (4) 4次配備（防災対策会議体制）

小～中規模の災害が発生したとき、又は発生のおそれがある場合で、災害応急対策の必要があると認められる場合
- (5) 5次配備（災害対策本部体制）

相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、迅速かつ強力な災害応急対策の必要があると認められる場合
- (6) 6次配備（災害対策本部体制）
 - ア 大規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、町の総力を挙げて災害応急対策に取り組む必要があると認められる場合
 - イ 大雨特別警報、暴風特別警報が発表された場合

2 配備人員

「島本町災害応急対策実施要領」に基づき配備する。

3 動員状況の報告及び連絡

- (1) すべての職員は参集後、所属課長に参集を報告する。
- (2) 各課長は、参集職員の氏名、参集時刻、参集免除者等の職員参集状況を各部長に報告する。
- (3) 各部長は、各課の参集状況を総合政策対策部人事課へ報告する。
- (4) 総合政策対策部人事課は、防災活動を実施するため職員を動員した場合は、総務対策部危機管理室を通じて、その状況を速やかに府に報告する。

4 動員対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する職員は動員対象から除外する。これに該当する職員は、可能な限り速やかに所属課長に連絡し、以後の指示を受ける。但し、参集を妨げる事態が収束でき次第、直ちに参集しなければならない。

- (1) 公務のため管外出張中の場合
- (2) 職員自身が災害発生時に療養中又は災害の発生によって傷病の程度が重傷である場合
- (3) 親族に死亡者又は重傷の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合
- (4) 同居する家族に高齢者、障害者、乳幼児等があり、当該職員の介護や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合
- (5) 当該職員が居住する自宅が浸水、全壊等の被害を受けた場合
- (6) その他事情により特に所属課長がやむを得ないと認めた場合

第5 福利厚生

総合政策対策部人事課は、災害対策の第一線で勤務する職員の体力・知力・判断力持続のため、健康管理、勤務条件等を考慮し、活動の長期化に対処するとともに、他の市町村の職員等の受入

れに際し、福利厚生の充実を図る。

1 宿泊及び仮眠施設等の確保

災害対策活動従事者の宿泊及び一時的な仮眠施設を公共施設、公営住宅の利用、民間宿泊施設等の随時借り上げによって確保・調整を図る。

2 食料等の調達

災害対策活動従事者への食料等を協定業者等から調達する。なお、配送については、被災者への救護物資及び給食等の配送と併せ、輸送の合理化を図る。

3 勤務状況の把握・管理

災害対策活動従事者の勤務時間の把握・管理に努め、各対策部の実情に即し適宜要員の交替等を行う。

第3節 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、大阪府内が関係地域の全部又は一部となった場合、府、市町村をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、府の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

第4節 警戒活動

町は、災害の発生に備え、警戒活動を行うものとする。

第1 気象観測情報の収集伝達

総務対策部危機管理室は、府危機管理室、大阪管区气象台等から正確な気象情報を収集、把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

1 雨量

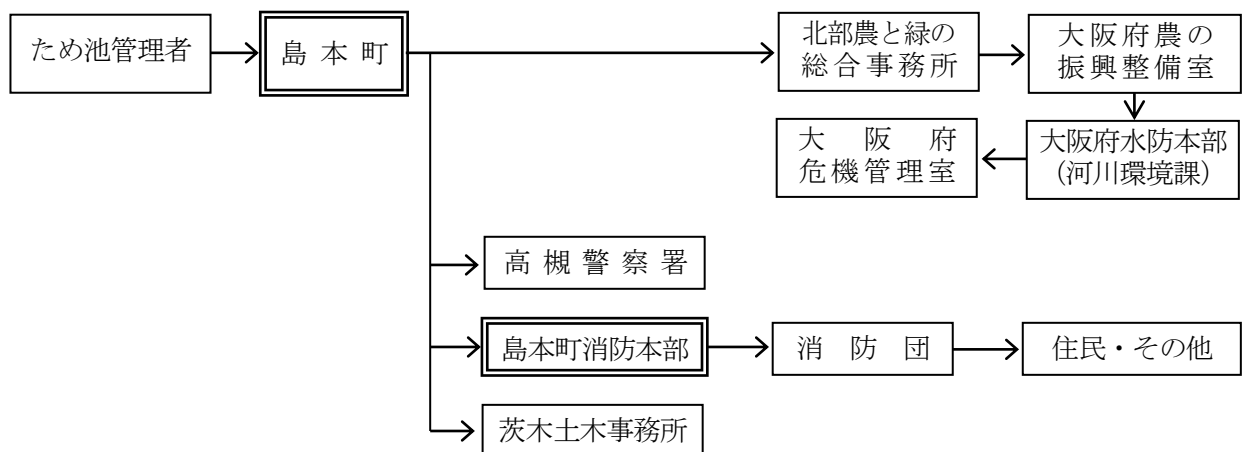
都市創造対策部都市整備課及び消防本部は、管轄雨量観測所の正確な情報の把握に努め、総務対策部危機管理室へ報告する。

2 河川水位の通報

都市創造対策部都市整備課は、気象等の状況から洪水のおそれを察知したとき、又は洪水予報、水防警報を受けたときは、観測した水位を調査し、総務対策部危機管理室へ通報する。

3 ため池水位の通報

- (1) ため池管理者は、あらかじめ個々のため池について通報水位を算出しておく。
- (2) ため池管理者は、その管理するため池の水位が上昇し、又は、降雨等の状況により出水のおそれがあると認めたときは、直ちに町長に通報するものとする。
- (3) 町長は前項の通報を受けたときは、直ちに消防本部、北部農と緑の総合事務所に通報するものとする。なお、必要に応じ茨木土木事務所、高槻警察署に通報する。



第2 水防警報及び水防情報

国土交通大臣又は知事が指定する河川において、洪水による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣又は知事は、水防活動を必要とする旨の警報を発令する（水防法第16条第1項）。

1 近畿地方整備局が発表する水防警報

淀川において、洪水が生じるおそれがあると認められる場合は、淀川河川事務所長は、水防警報を発令し知事に通知し、知事は直ちに茨木土木事務所及び関係水防管理者（淀川右岸水防事務組合水防管理者）に報告する。

2 知事が発令する水防警報

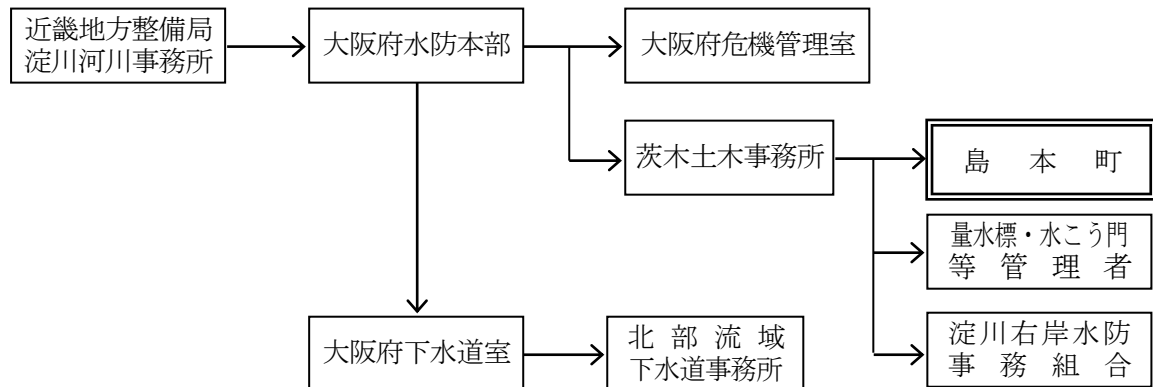
知事が指定する河川（水無瀬川）において、洪水が生じるおそれがあると認められる場合は、府現地指導班長（茨木土木事務所長）は、直ちに、水防警報を発令し、関係水防管理者（町長、淀川右岸水防事務組合水防管理者）に通知するとともに、府水防本部に通知する。

3 水防情報

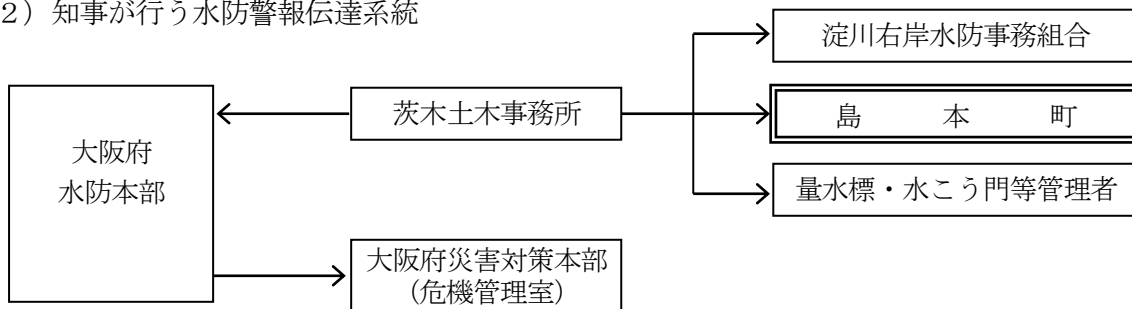
淀川河川事務所長は、水位の昇降、滞水時間、最高水位とその時刻等の水防活動に必要な事項を、適宜府水防本部長に通知し、府水防本部長は自ら掌握した情報もあわせて、関係水防管理者（淀川右岸水防事務組合水防管理者）に通知する。

4 水防警報の関係機関への伝達経路

(1) 近畿地方整備局淀川河川事務所が行う淀川水防警報及び情報通信連絡系統



(2) 知事が行う水防警報伝達系統



第3 水防活動

河川・水路又はため池の決壊、溢水による水害を防止し、被害を少なくするため、関係機関と連携して、適切な水防応急対策を実施する。

1 実施責任者

町長が所管する水防区域は、淀川右岸水防事務組合の所管する水防区域以外の町内全域とする。

水防活動は、淀川右岸水防事務組合と島本町水防管理者（町長）があたる。

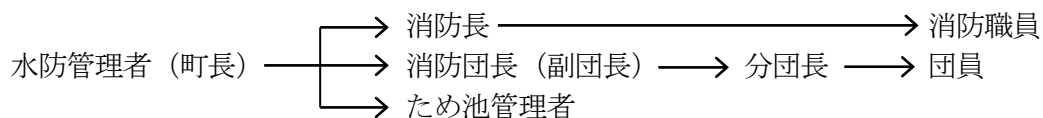
河川名	淀川右岸水防事務組合	島本町
淀川	島本町江川一丁目水無瀬川合流点から島本町大字高浜、高槻市界に至る間 延長 1,824m	
水無瀬川	島本町広瀬二丁目府道西京高槻線水無瀬橋から島本町江川一丁目淀川合流点に至る間 延長 685m (右岸)	左岸 全流域 右岸 水無瀬橋から上流
その他の河川及び水路		全流域

2 淀川右岸水防事務組合による活動

淀川右岸水防事務組合は、水防法の定めるところに基づき、管轄区域の水防を十分果たすものとし、水防事務組合の管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したとき又は水防上必要があると認めるときは、水防団の出動又は出動準備を行い、水防の万全を期するものとする。

3 島本町水防管理者による活動

(1) 指揮伝達系統



(2) 消防団の配備

水防管理者（町長）は、気象予警報等の受報等で必要と認めるときは、消防団長に対し、消防団員の配備を要請するものとする。又、消防団長は水防管理者（町長）の要請を受けたとき、又は自ら必要と認めたときは、災害規模等を考慮し、必要に応じた消防団員の配備を消防分団長に指示し、伝達するものとする。

(3) 消防団員の配備

ア 警戒配備（最小人員）

雨量、水位その他の状況により河川、ため池等の警戒にあたるため出動する。

- イ 非常配備
- 第1配備 防ぎょ措置を必要とする分団受持区域の分団全員
 - 第2配備 防ぎょ措置を必要とする分団に隣接する2～3の分団全員
 - 第3配備 全分団員

4 予警報とその措置

水防管理者（町長）は、水防に関する予報、警報、情報等が発せられたとき、又は水位が警戒水位に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、消防本部等の職員に出動を命じる。

5 情報連絡

- (1) 水防管理者（町長）と消防長は、逐次相互に情報連絡を行うものとする。
- (2) 消防団長は、出動した団員から現場の状況等を収集し、逐次水防管理者（町長）に情報連絡を行うものとする。
- (3) 水防管理者（町長）は、常に茨木土木事務所長、北部農と緑の総合事務所長、高槻警察署長と連絡をとり、情報を提供し、収集する。

6 淀川

淀川に関する応急対策は近畿地方整備局、大阪府、淀川右岸水防事務組合の水防計画による。

7 水防信号

水防法第13条に基づき、水防に用いるサイレン信号は、次のとおりとする。

(1) 警戒信号

サイレン ———— 5秒 (休止15秒) ———— 5秒 (休止15秒) ———— 5秒

(2) 避難信号

サイレン ———— 1分 (休止5秒) ———— 1分 (休止5秒) ———— 1分

8 応援要請

水防管理者（町長）は、水防のため必要があるときは、隣接市長又は府知事に対し、応援の要請を行うほか住民等に協力を求める。また、必要に応じて、委任した民間事業者に水防活動の実施を要請する。

第4 土砂災害警戒活動

豪雨、暴風等によって生じる土砂災害に備え、警戒活動を行う。

1 警戒体制の確立

警戒体制については、「島本町災害応急対策実施要領」に基づき活動を実施する。

2 土砂災害警戒情報

大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、大阪府と大阪管区气象台が共同して発表する情報である。

なお、発表は、气象台の短時間降雨予測に基づき、大阪府の土砂災害発生基準雨量及び气象台の土壌雨量指数等が基準を超過することが見込まれる場合、該当市町村に発表される。

※ 土砂災害発生基準雨量

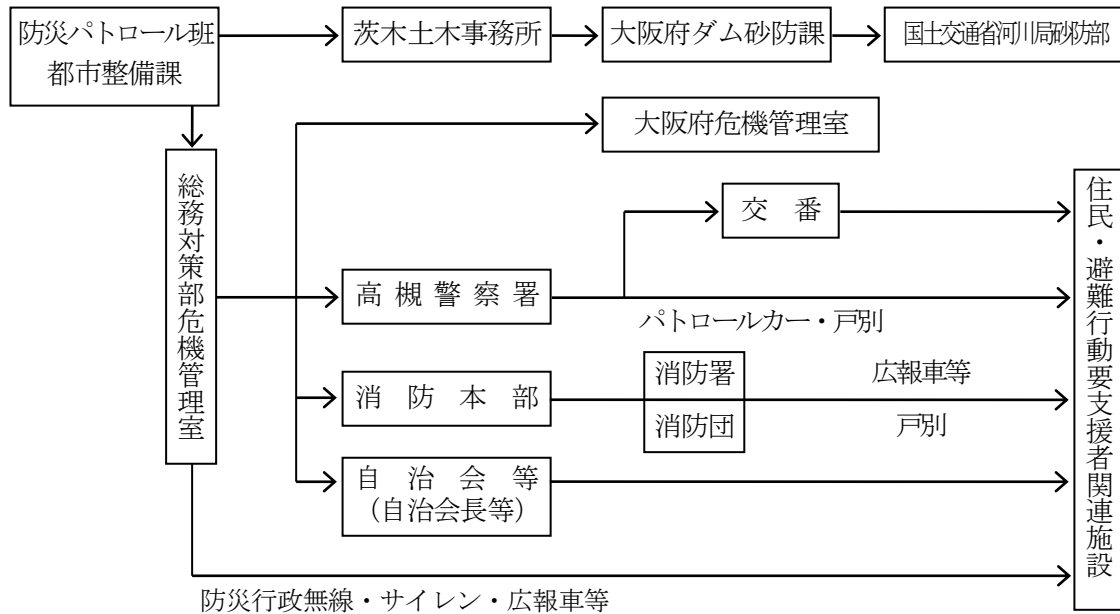
過去に当該地域で土砂災害をもたらした累積雨量の下限値であり、土砂災害発生の目安となる。

※ 土壌雨量指数

土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中にたまっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく5km四方の領域ごとに算出する。

3 情報の収集及び伝達

(1) 土砂災害危険箇所に関する情報の収集・伝達



(2) 伝達情報の内容

- ア 気象予警報等の情報
- イ 降雨量の状況
- ウ 前兆現象の監視、観測状況の報告
- エ 避難の勧告・指示（緊急）
- オ その他応急対策に必要な情報

(3) 前兆現象等の把握

警戒雨量を超えた場合又は土砂災害の発生が予想される場合には、関係機関の協力を得て、地域内の危険箇所のパトロールを実施して、前兆現象及び必要情報の把握をする。

- ア 危険箇所及びその周辺の降雨状況
- イ 斜面の地表水、湧水（濁り、枯渇等）、亀裂状況
- ウ 斜面及び斜面上下段の竹木等の傾倒状況
- エ 斜面の局部的崩壊
- オ 溪流、ため池、水田等の急激な減水
- カ 人家等建物の損壊状況
- キ 住民及び滞在者数
- ク その他必要な情報

4 避難対策

(1) 避難準備・高齢者等避難開始

町長は、土砂災害警戒区域、土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地区において、「島本町避難勧告等の判断・伝達マニュアル」等に定める基準を超過した場合に、防災行政無線や広報車等により住民に避難準備・高齢者等避難開始を広報する。

(2) 避難の勧告又は指示（緊急）

本部長（町長）は、大雨、豪雨、その他の異常な自然現象によって、急傾斜地の崩壊等による土砂災害の危険が増大した場合、当該危険地域の居住者、滞在者、避難行動要支援者関連施設等に対し、避難のための立ち退きを勧告又は指示（緊急）を行う。

(3) 住民等への周知徹底

総務対策部危機管理室及び消防対策部は、町長が避難の勧告、指示（緊急）を行った場合、当該地域住民、避難行動要支援者関連施設等に次の事項について、防災行政無線、広報車等による他、警察官、自治会等の協力を得て周知徹底を図り、避難者の誘導にあたり、必要事項について府及び高槻警察署に報告する。

- ア 避難先
- イ 避難経路
- ウ 避難時の注意事項

(4) 避難所の開設

避難所は、避難勧告等を行った地域ごとに、最寄りの安全な指定避難所のうちから、その都度、選定し開設する。

5 斜面判定士制度の活用

必要に応じて、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等との連携により、斜面判定士による土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。

第5 ライフライン・交通等警戒活動

1 ライフライン事業者

ライフライン、交通に関わる事業者は、豪雨、暴風等によって起こる災害に備える。

(1) 上下水道管理者

- ア 緊急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- イ 応急対策用資機材の確保

(2) ごみ処理施設管理者

- ア 緊急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- イ 応急対策用資機材の確保

(3) 電力（関西電力株式会社）

- ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- イ 応急対策用資機材の確保

(4) ガス（大阪ガス株式会社）

- ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- イ 応急対策用資機材の点検、整備、確保
- ウ ガス製造設備、主要供給路線、橋りょう架管、浸水のおそれのある地下マンホール内整圧器等の巡回点検

(5) 電気通信（西日本電信電話株式会社等の電気通信事業者）

- ア 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置
- イ 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の措置
- ウ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施
- エ 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配置及び電源設備に対する必要な措置の実施
- オ 防災のために必要な工事用車両、資機材の準備
- カ 電気通信設備等に対する必要な防護措置

キ その他安全上必要な措置

2 放送事業者（日本放送協会、民間放送事業者）

気象情報等の収集に努める。

- (1) 電源設備、給排水設備の整備、点検
- (2) 中継・連絡回線の確保
- (3) 放送設備・空中線の点検
- (4) 緊急放送の準備

3 交通施設管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。

- (1) 鉄軌道施設（阪急電鉄株式会社、西日本旅客鉄道株式会社）
 - ア 定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは速度制限を行う。
 - イ 適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。
- (2) 道路施設（町、府、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社、高槻警察署）
 - ア 定められた基準により、通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。
 - イ 交通の混乱を防止するため、迂回、誘導等適切な措置を講ずる。

第5節 応急避難

災害から住民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、避難の勧告・指示(緊急)、誘導等必要な措置を講ずるものとする。その際、町は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起を図るとともに、自らが定める「避難行動要支援者避難支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援を実施する。

第1 防災気象情報等の利用

1 気象庁が提供する雨に関する主な防災気象情報

目的	種類	発表間隔	特徴
気象状況の監視	気象レーダー	5分ごと	半径300～400kmの範囲内の雨や雪を観測
	アメダス	1時間ごと	設置された雨量計の観測値
	解析雨量	30分ごと	レーダー、アメダス等の雨量計を組み合わせる降水分布を1km四方の細かさで解析
気象状況の予報	大雨警報・注意報	随時	市町村単位で発表される 随時発表される
	天気予報	1日3回	発表単位は大阪府
	降水短時間予報	30分ごと	6時間先までの各1時間降水量を1km四方の細かさで予測
	降水ナウキャスト	5分ごと	1時間先までの5分ごとの降水の強さを1km四方の細かさで予測

※実況雨量は「気象レーダー」及び「解析雨量」を、1時間先までの予測は「降水ナウキャスト」を、1時間先から6時間先までは「降水短時間予報」を確認する。

2 防災情報提供システム

気象庁では、発表されている防災気象情報を町の防災担当者がわかりやすく見ることができるよう、防災情報提供システムによるインターネットの専用ページを設けており、一般閲覧より詳細な情報が利用できる。

3 ホットライン

大阪管区気象台は、地域の災害特性、気象特性等を踏まえつつ、最新の気象状況や気象の見通しなどを、町とのホットラインにより解説することで、町の避難勧告等の判断を支援する。

第2 避難の考え方

大雨時の適切な避難行動は、切迫する危険を回避するための行動を基本とし、状況に即して、適切な避難の時期や方法、避難する場所を選択する必要がある。

大雨時の避難に当たっては、①被害発生予想が可能となるような情報収集（防災気象情報等）、②地域特性に応じた早期避難に努めるとともに、③冠水時等の屋外移動の回避、④垂直避難などに留意し、適切な行動を選択し実施する。

このため、避難行動を、命を守るための「緊急的な行動」と「一定期間仮の避難生活をおくる行動」の2つに分類する。

安全確保行動の分類

避難行動の視点	避難行動	具体的な行動例
緊急的な行動	退避	自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まる。
	垂直移動	屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動する。
	水平移動（一時的）	その場を立ち退いて、近隣の安全を確保できる場所に一時的に移動する。
仮の避難生活をおくる行動	水平移動（長期的）	住居地と異なる避難先などで一定期間仮の避難生活をおくる。

出典：災害時の避難に関する専門調査会報告（平成24年3月 中央防災会議）

第3 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報

住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府）」（平成29年1月）を踏まえて作成した「島本町避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に則して避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）（以下、「避難勧告等」という。）を発令する。その際は、住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難勧告等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するものとし、府は、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、町に積極的に助言する。特に、土砂災害については、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等が発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。

また、町は、住民に対して避難勧告等が発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難の勧告及び避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯に避難準備・高齢者等避難開始を発令する。

第4編 風水害等災害応急対策

第1章 災害警戒期の活動

避難勧告等により立退き避難が必要な住民等に求める行動

警戒レベル	住民等がとるべき行動	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)
警戒レベル1	<ul style="list-style-type: none"> ・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。 	早期注意情報(警報級の可能性) (気象庁が発表)	
警戒レベル2	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。 	大雨注意報・洪水注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意情報 ・洪水警報の危険度分布(注意) ・土砂災害に関するメッシュ情報(注意)
警戒レベル3	高齢者等避難 <ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、今後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。 	避難準備・高齢者等避難開始 (市町村が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布(警戒) ・大雨警報(土砂災害) ・土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)
警戒レベル4	全員避難 <ul style="list-style-type: none"> ○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 <市町村から避難指示(緊急)が発令された場合> ○災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 ・避難指示(緊急)は、地域の状況に応じて緊急 	避難勧告、避難指示(緊急) (市町村が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報 ・洪水警報の危険度分布(非常に危険) ・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) ・土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険) ※1

	的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。		
警戒レベル5	災害発生・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。	災害発生情報（市町村が発令）	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報 ・（大雨特別警報（浸水害））※2 ・（大雨特別警報（土砂災害））※2

注1 市町村は、住民に対して避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。

注2 市町村が発令する避難勧告等は、市町村が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注3 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）、府が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

注4 ※1 土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）については、現行では避難指示（緊急）の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討する。

注5 ※2 の大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報〔洪水〕や警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕として運用する。ただし、市町村長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。

1 避難準備・高齢者等避難開始

町長は、避難の準備を求める場合及び避難支援者に支援行動の準備を求める場合に避難準備・高齢者等避難開始を発令・伝達する。

2 避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報

住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための勧告・指示（緊急）を行う。また、町は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築を図る。

実施者	災害の種類	要件	根拠
町長 (勧告・指示(緊急))	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第60条第1項

第4編 風水害等災害応急対策

第1章 災害警戒期の活動

実施者	災害の種類	要 件	根 拠
町 長 （「屋内での待避等の安全確保措置」の指示）	災害全般	避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき	災害対策基本法 第60条第3項
知 事 （勧告・指示（緊急））	災害全般	町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、町長が実施すべき措置の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法 第60条第6項
警 察 官 （指示（緊急））	災害全般	町長が避難のための立ち退き指示をすることができないと認めるとき、又は、町長から要求があったとき	災害対策基本法 第61条第1項
		人命若しくは身体に危険を及ぼし、また財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合で、特に急を要するとき	警察官職務執行法 第4条第1項
知 事、 その命を受けた 職 員 又は 水防管理者 （指示（緊急））	洪 水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法 第29条
知 事、 その命を受けた 職 員 （指示（緊急））	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法 第25条
災害派遣を 命じられた部隊の 自 衛 官 （指示（緊急））	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法 第94条第1項

- 町長は、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、勧告又は指示（緊急）に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。
- 町長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。
- 町長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示（緊急）や避難勧告を実施する。

3 避難の勧告又は指示（緊急）の実施要領

災害が発生し、又は発生のおそれがある状況に応じて、避難の勧告及び指示を行う。

(1) 避難勧告

区 分	基 準 及 び 方 法
条 件	当該地域、土地建物等に災害が発生するおそれがある場合
伝達内容	勧告者、避難すべき理由、避難先、避難に至る経路

(2) 避難指示（緊急）

区 分	基 準 及 び 方 法
条 件	状況が悪化し、避難すべき時期が切迫した場合、又は現に災害が発生しその現場に残留者がいる場合
伝達内容	勧告者、避難すべき理由、避難先、避難所に至る経路

(3) 伝達方法

避難指示（緊急）等の実施に当たっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系）、広報車、携帯メール、緊急速報メールなどにより周知徹底を図る。

周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮したものとする。

ア 水防法に基づく避難信号（水防法第13条・第4信号）

1分

1分

1分

サイレン信号 ————（休止5秒） ————（休止5秒） ————

イ 広報車による伝達

総務対策部危機管理室、消防対策部等は、警察と連携して広報車を利用し関係地区を巡回して周知する。

ウ 自治会長に対する電話による伝達

総務対策部危機管理室は、避難勧告・指示（緊急）の対象となる区域の自治会長に電話で連絡し、住民への周知を要請する。

エ 伝達員による個別訪問

避難を勧告、指示（緊急）した時が夜間であり、停電時で風雨が激しい場合は、全家庭に対し完全に周知徹底させることが困難であるので、消防団員等で班を編成し、個別ごとに伝達するものとする。

(4) 避難の勧告又は指示（緊急）の連絡

ア 町長が避難の勧告又は指示（緊急）を行った場合

町長は、避難の勧告又は指示（緊急）を行った場合は、知事へ通知するとともに、関係機関へ通知する。解除する場合も同様とする。

イ 町長以外が避難の勧告又は指示（緊急）を行った場合

町長以外が避難の勧告又は指示（緊急）を行った場合は、直ちに総務対策部危機管理室に報告し、町長は上記に準じて関係機関等へ連絡する。

第4 避難誘導

1 避難路の確保

避難路については、住民にあらかじめ周知徹底するものとし、避難誘導においては、避難路の安全確認あるいは避難ルートの変更等を自主防災組織等の住民団体が行う。

2 避難誘導

町長が避難の勧告又は指示（緊急）を行った場合は、住民の避難誘導を実施する。

(1) 住民等の避難誘導は、町職員、消防団員等が高槻警察署員と連絡協力して行うものとするが、誘導に当たってはできるだけ自治会ごとの集団避難を行う。特に、避難行動要支援者の避難誘導に関しては、府が示す指針に基づき、町が作成する「避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき実施する。

(2) 誘導経路については、事前確認を行い、できるだけ安全な経路を選定する。

- (3) 避難誘導による避難を原則とするが、身近に危険が迫った場合には、住民等は避難の勧告又は指示（緊急）を待たずにできるだけ集団であらかじめ定められた避難所又は一時避難場所・広域避難場所に避難する。

3 避難に当たっての留意点

避難にあたり、次の事項を周知徹底する。

- (1) 避難に際しては、必ず火気・危険物等の始末を完全に行う。
- (2) 事業所は、浸水その他の被害による油脂類の流失防止や発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講じる。
- (3) 非常持出し品等は最小限にとどめる。

第5 学校・社会福祉施設等における避難対策

学校、幼稚園、保育所(園)、社会福祉施設及び病院等、集団退避を必要とする施設にあつては、日頃から町、消防本部及び警察署等の関係機関と協議のうえ、下記事項について避難計画を定め、避難訓練を実施するとともに、災害時に安全な避難ができるよう、関係機関と連絡を密にする。

- 1 避難実施責任者
- 2 避難の時期（事前避難の実施等）
- 3 避難の順位
- 4 避難誘導責任者・補助者
- 5 避難誘導の要領・処置
- 6 避難者の確認方法
- 7 家族等への引き渡し方法
- 8 登下校時の安全確保（緊急通学路の指定）
- 9 通学路周辺の危険箇所の把握（ブロック塀等の危険性）

第6 警戒区域の設定

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

設定権者	種類	要件 (内容)	根拠法令
町長	災害全般	町長は、住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定する。	災害対策基本法第63条第1項
知事	災害全般	知事は、町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは町長が実施すべきこの災害応急対策の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法第73条第1項
警察官	災害全般	警察官は、町長（権限の委託を受けた町の職員を含む。）が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは警戒区域を設定する。	災害対策基本法第63条第2項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長その他町長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。	災害対策基本法第63条第3項
消防吏員又は消防団員	災害全般 (水災を除く)	消防吏員又は消防団員は、火災や他の災害（ただし、水災を除く。）の現場において、消防警戒区域を設定する。	消防法第28条第1項、第36条第7項
警察官	災害全般 (水災を除く)	消防吏員又は消防団員が火災や他の災害（ただし、水災を除く。）の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったときは消防警戒区域の設定等を行う。	消防法第28条第2項、第36条第7項
消防長又は消防署長	火災	ガス、火薬又は、危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれ著しく大であり、かつ、火災が発生したならば、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定する。	消防法第23条の2第1項
警察署長	火災	消防長若しくは消防署長又はその委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいない場合、又は消防長若しくは消防署長から要求があった場合は火災警戒区域を設定する。	消防法第23条の2第2項
水防団長水防団員若しくは消防機関に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する。	水防法第21条第1項
警察官	洪水	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは警戒区域の設定等を行う。	水防法第21条第2項

1 規制の実施

- (1) 町長は、警戒区域の設定について高槻警察署長等関係者との連絡調整を行う。
- (2) 町長は、警戒区域を設定した場合、高槻警察署長に協力を要請して警戒区域から退去又は立入禁止の措置をとる。

2 警戒パトロールの実施

町長は、警察、消防団、自主防災組織等の協力を得て、住民の退去を確認するとともに、可能な限り防犯、防火のための警戒パトロールを行う。

第2章 災害発生後の活動

第1節 被災者の生活支援体制

大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、町及び府は、長期間の対応が可能な支援体制の整備を図り、被災者の精神的な安心と、一刻も早い日常生活の回復につなげる。

府は、支援体制の整備にあたり、ボランティア団体や民間事業者との連携、物資やボランティアのミスマッチ解消に向けたコーディネート等を進めながら、発災当初から72時間までとそれ以降の支援について検討を行い、「大阪府災害等応急対策実施要領」において定めるとともに、町の体制整備を支援する。

第2節 住民等からの問い合わせ

必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その際、町、府は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、府警本部等と協力して、被災者に関する情報の収集を図る。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

第3節 災害情報の収集伝達

災害発生後、府及び関係機関との連携協力のもと、直ちに電話、ファクシミリ、防災行政無線や府防災情報システム等効果的な通信手段を活用して、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集並びに伝達活動を行う。また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。

●主たる業務の担当

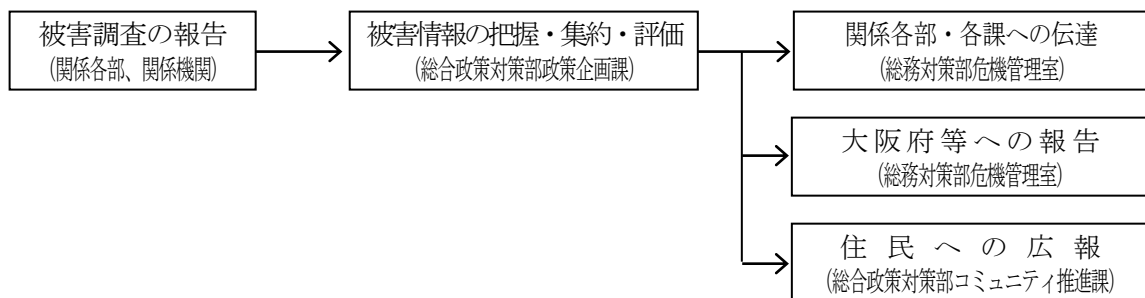
業務担当	業務内容
総務対策部危機管理室	気象予警報等の収集・伝達 府等への報告 住民への広報
総合政策対策部政策企画課	被害情報等の収集・把握
各部・各機関	所管施設等の被害情報の収集、報告

第1 情報の種類と収集・伝達

1 情報の種類と伝達の流れ

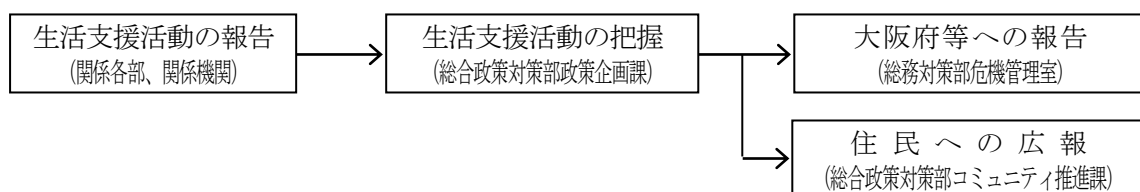
(1) 被害情報等

風水害等の発生により生じた被害を把握するものであり、災害発生直後から被害状況についての情報収集・評価を行い、災害応急対策の資料とするとともに、住民への広報、大阪府等への報告を行う。



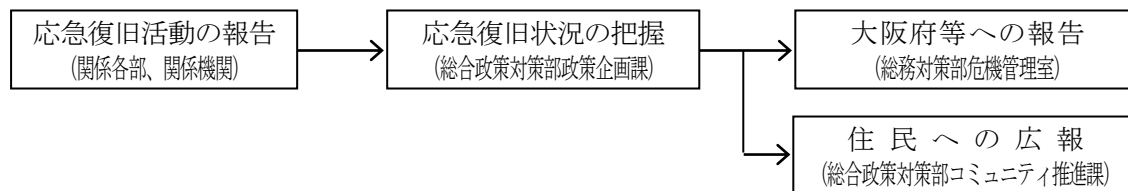
(2) 生活支援情報等

災害により被災した住民に対する生活支援について、避難所等の開設状況、医療活動、食料・生活必需品等の配布、その他生活支援のための活動状況を把握し、適切な生活支援活動に資するとともに、住民への広報、大阪府等への報告を行う。



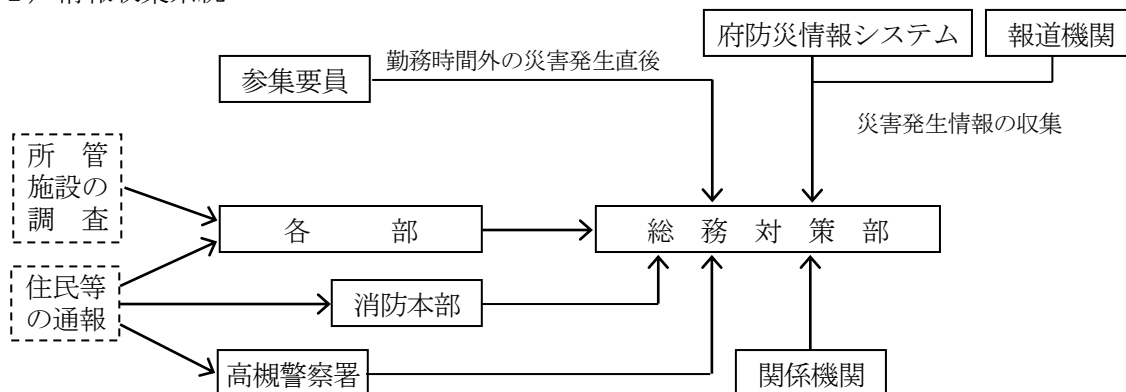
(3) 応急復旧活動情報

災害により被害を受けた道路、建物、公共土木施設、ライフライン施設等の応急復旧の状況を把握し、適切な応急復旧活動に資するとともに、住民への広報、大阪府等への報告を行う。



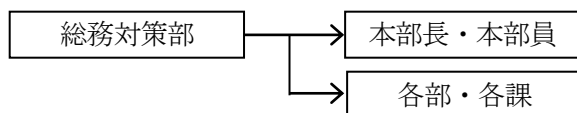
2 情報収集・伝達系統

(1) 情報収集系統

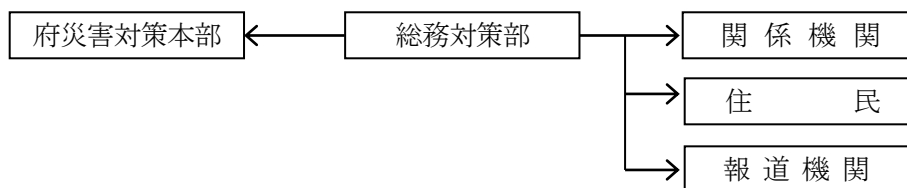


(2) 情報伝達系統

ア 庁内伝達系統



イ 住民及び関係機関との伝達系統



(3) 被害情報等の収集・伝達手段

ア 広域的な情報収集手段

総務対策部は、大規模災害においては、本町を含め広域的に被害を受けている場合が想定されることから、府防災情報システム、テレビ・ラジオ等の報道等により情報収集を図る。

イ 庁内における情報収集・伝達手段

地震災害時における情報収集・伝達手段は、電話の不通等の場合も想定されるため、あらゆる手段を用いて伝達手段の確保に努めるものとする。

(ア) 防災行政無線による情報伝達

(イ) 電話、携帯電話、ファクシミリ等の通信手段による情報伝達

(ウ) バイク、自転車を利した伝令による情報伝達等

第2 応急被害状況の把握

応急対策活動、広域応援要請等を実施するうえで必要となる概括的な被害状況について、災害発生直後から把握する。

1 被害状況の緊急情報収集

災害発生直後において、災害の規模等を早急に把握するために、総務対策部危機管理室を中心に、府防災情報システム、テレビ・ラジオ等のマスメディア、参集途上職員等からの情報収集を行う。

各実施担当者は、収集した情報を総合政策対策部政策企画課に報告する。

(1) 総務対策部危機管理室

- ア 消防機関への通報状況を確認する。
- イ 警察署からの情報（通報状況等）を受ける。
- ウ 府防災情報システム、防災関係機関からの情報収集を行う。
- エ テレビ・ラジオ、新聞等の報道による情報を収集する。
- オ 住民からの電話通報、自治会長等からの現地の被害情報等を収集する。
- カ 各部からの情報を集約する。

(2) 参集途上職員及び各部連絡担当者

- ア 職員は、参集途上における被害状況等の情報を各部連絡担当者に報告する。
- イ 各部連絡担当者は、総合政策対策部政策企画課に報告する。

2 緊急被害調査

災害発生直後の緊急情報収集とともに、各部各班は、事務分掌に沿って、概括的な被害状況の緊急調査を実施する。

調査結果は、各部連絡担当者を通じて総合政策対策部政策企画課に報告する。

(1) 調査方法等

緊急被害調査においては、災害応急対策活動を適切かつ迅速に行うに足る情報の収集とし、「被害状況の概括的な把握」、「二次災害等の発生危険性の把握」、「住民の救護・救援活動の必要性及び規模」等について重点的に行うものとする。

(2) 情報収集項目及び分担等

情報収集項目及び分担については、以下のとおりとする。

把握する内容	担当部・課	
人的被害	死者、行方不明者の状況	健康福祉対策部住民課
	負傷者の状況	健康福祉対策部福祉推進課
住家被害	全壊・半壊・一部損壊の状況	都市創造対策部都市計画課
非住家被害	公共建物（官公署庁舎、公民館等）	各部・総務対策部税務課
	その他（倉庫、土蔵、車庫、納屋）	総務対策部税務課
その他被害	田畑の被害状況	都市創造対策部にぎわい創造課
	文教施設の被害状況	教育こども対策部教育総務課
	医療機関・社会福祉施設の被害状況	健康福祉対策部福祉推進課
	道路、橋梁の被害状況	都市創造対策部都市整備課
	公園、河川、水路の被害状況	
	上下水道施設及び大沢地区特設水道施設の被害状況	上下水道対策部工務課
	ため池の被害状況	都市創造対策部にぎわい創造課
	ごみ処理施設等の被害状況	都市創造対策部環境課
電気、ガス、電話、鉄道の被害状況	総務対策部危機管理室	
避難状況等	避難場所の状況	教育こども対策部教育総務課 教育こども対策部生涯学習課

3 被害情報の概括的把握

総合政策対策部政策企画課は、被害状況の緊急情報収集、緊急被害調査に基づき、概括的な被害状況を把握する。把握すべき情報は次のとおりである。

- (1) 広域的な災害の状況
- (2) 住民の被災状況及び安否等
- (3) 防災対策基幹施設の被災状況
- (4) 救助救護基幹施設の被災状況（対策実施能力の現況を含む。）
- (5) 災害危険箇所等の被災状況及び二次災害の危険性（人的被害に関わる範囲）
- (6) 交通施設・ライフライン等の被災状況（対策実施能力の現況を含む。）
- (7) 産業等施設の被災状況（対策・復旧活動支援、住民の生活基盤）

4 被害状況の概況把握による応急対策の展開

被害状況に応じて、本部長は本部会議に諮り、応急対策の重点的な実施方針等を定め、応急対策活動を効率的に推進する。

- (1) 二次災害の防止

公共土木施設等の被災状況、救助活動等の情報によって、二次災害防止のための対策を定める。
- (2) 災害救助法の適用判断

得られた被害状況によって、災害救助法の適用の可否を判断し、適用基準に該当し又は該当する見込みがあると判断される場合は、本部長は、知事に被害状況を報告するとともに災害救助法の適用を要請する。
- (3) 避難所の整備・生活支援

避難情報等によって避難所での生活環境を判断し、適切な対応策を定めるとともに、避難所に避難していない住民に対する生活支援についても適切な対策を定め実施する。

第3 詳細被害状況の把握

1 詳細被害状況の把握

被害状況等の把握は、関係機関、住民等の協力によって実施する。

(1) 各部所管施設の被害状況の把握

ア 各部は、所管施設の被害状況を調査し、総合政策対策部政策企画課へ報告する。

イ 各部は、自己の部に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに総合政策対策部政策企画課へ報告する。

(2) 把握する内容

災害発生後の早い段階から、次に示す点について詳細な被害情報等の把握を行う。

把握する内容		担当部・課
人的被害	死者、行方不明者の状況	健康福祉対策部住民課
	負傷者の状況	健康福祉対策部福祉推進課
住家被害	全壊・半壊・一部損壊の状況	都市創造対策部都市計画課
非住家被害	公共建物（官公署庁舎、公民館等）	各部・総務対策部税務課
	その他（倉庫、土蔵、車庫、納屋）	総務対策部税務課
その他被害	田畑の被害状況	都市創造対策部にぎわい創造課
	文教施設の被害状況	教育子ども対策部教育総務課
	医療機関・社会福祉施設の被害状況	健康福祉対策部福祉推進課
	道路、橋梁の被害状況	都市創造対策部都市整備課
	公園、河川、水路の被害状況	
	上下水道施設及び大沢地区特設水道施設の被害状況	上下水道対策部工務課
	ため池の被害状況	都市創造対策部にぎわい創造課
	ごみ処理施設等の被害状況	都市創造対策部環境課
電気、ガス、電話、鉄道の被害状況	総務対策部危機管理室	
罹災状況	罹災世帯数、罹災者数	総務対策部危機管理室
被害金額	公共文教施設の被害金額	各部・総務対策部財政課
	農業施設の被害金額	都市創造対策部にぎわい創造課
	その他公共施設の被害金額	各部・総務対策部財政課
	農林、商工の被害金額	都市創造対策部にぎわい創造課
避難状況、 応急対策の 状況	避難場所の状況	教育子ども対策部教育総務課 教育子ども対策部生涯学習課
	応急給水状況	上下水道対策部工務課
	給食の状況	教育子ども対策部教育総務課
	救護所の開設状況、医療・救護活動の状況等	健康福祉対策部いきいき健康課
	防災活動に必要な情報及びその他応急対策に必要な状況	総務対策部危機管理室

(3) 被害状況の集約

ア 情報の集約

総合政策対策部政策企画課は、各部から収集した情報及び資料を集約する。また、必要に応じて次に掲げる資料を作成する。

(ア) 災害関連情報、配備指令等の状況、被害状況等

(イ) 被害分布図等の作成

イ 被害情報等の整理

総合政策対策部政策企画課は、取りまとめた情報を常に整理し、各部や関係機関からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。

(4) 被害状況に基づく判断

町単独では災害応急対策が困難であると判断された場合、総務対策部危機管理室は、府に対して応援要請を行う。

2 被害状況等報告基準

被害状況等の報告は、消防庁長官通知の要領による。

第4 府等への報告

府に対する被害状況等の報告については、災害対策基本法第53条第1項及び消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領並びに火災・災害等即報要領による。

1 報告の基準

被害状況等の報告は次に該当する場合に行う。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 町が災害対策本部を設置したもの

(2) 個別基準

- ア 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- イ 河川の溢水、破堤等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ウ 突風、竜巻等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 報告要領

災害が発生したときから、当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次の区分により府に報告するものとする。

(1) 発生報告（「火災・災害等即報要領」第4号様式（その1）「災害概況即報」）

災害発生直後に、「被害状況等報告様式」に沿って情報収集できた範囲において府防災情報システム等で報告するとともに、避難、救護の必要性及び災害拡大のおそれ等、災害対策上必要と認められる事項についてその概況を報告する。

人的及び家屋被害に重点を置いて報告する。

(2) 中間報告（「火災・災害等即報要領」第4号様式（その2）「被害状況即報」）

発生報告を行ってから被害状況の詳細が判明した場合、又は被害状況等に大きな変化があった場合、直ちにその内容を府防災情報システム等により報告する。

人的及び家屋被害に重点を置いて報告する。

(3) 最終報告（「災害報告取扱要領」第1号様式「災害確定報告」）

応急措置が完了した場合は、被害状況等報告様式に掲げる全項目について、府防災情報システムにより報告する。

3 直接即報基準に該当した場合の報告

即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報を府に対してだけでなく国（消防庁）に対しても原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

災害を対象とした直接即報基準は、上記第1の（2）個別基準のうち、死者又は行方不明者が生じたものである。

4 府及び国への報告

（1）報告すべき火災・災害等を覚知したときには原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲※でその第一報を府に報告する。また、第二報以後は、即報様式に定める事項について判明したものの中から逐次報告する。

※：第一報の報告については、報告の迅速化を優先するため、被害の全容が明らかでなくとも、その概要が把握できるものであれば、即報様式以外での送付も可能。

（2）消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を府及び国（消防庁）に通報する。

（3）府への報告が通信の途絶等でできない場合は、直接国（消防庁）に報告する。この場合、事後速やかに府に報告を行う。

（4）人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、府が一元的に集約、調整を行う。その際、府は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、町及び関係機関は府に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、府は関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。また、人的被害の数について広報を行う際には、町等と密接に連携しながら適切に行うほか、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を災害対策本部を通して防災関係機関との共有を図る。

5 報告の方法

府への報告は、原則として府防災情報システムにより行う。なお、府防災情報システムが使用できない場合には、府防災行政無線、電話、ファクシミリ等により報告する。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

なお、町が報告を行うことができなくなったときは、府が職員の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等を通じ、自ら災害に関する情報の収集を行う。

第5 通信手段の確保

災害時における通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、公衆電話回線が途絶した場合の緊急通信体制を確保する。また、孤立地域との通信手段の確保についても配慮し携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用も含め、緊急情報連絡用の通信手段の確保を図る。

1 無線通信機能の点検・確保

総務対策部危機管理室は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、直ちに防災行政無線の通信機能を点検し、無線通信機能の確保を図る。

なお、府は、災害応急に必要となる通信機器が不足又は、電源が途絶している場合は、総務省（近畿総合通信局）から通信機器及び電源車の貸与を受ける等通信手段の確保に努める。

電気通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必

要な場合は、総務省を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。

2 通信窓口

(1) 連絡担当者の配置

各部署は、災害時に必要な情報の収集及び伝達など、関係機関相互の迅速かつ的確な連絡を確保するために連絡担当員を置く。

(2) 連絡先の変更等

各部署は、指定する電話に変更があった場合は、速やかに総務対策部危機管理室及び関係機関に修正の報告を行う。

3 電気通信設備の利用

(1) 電気通信事業者への要請

総務対策部危機管理室は、西日本電信電話株式会社等の電気通信事業者に対し、応急回線の作成、利用制限等の措置による通信輻輳の緩和及び通信の疎通確保とともに、非常、緊急通話や非常緊急電報を一般の通話や電報に優先して取り扱うよう要請する。

(2) 優先利用

総務対策部危機管理室は、必要に応じて西日本電信電話株式会社等の電気通信事業者に対して非常電話又は非常電報を申し込み、電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。

4 府防災行政無線の活用

府、近隣市町、防災関係機関等との連絡については、府防災行政無線を活用する。

5 公衆電話回線途絶時の措置

公衆電話回線途絶のため、災害情報の収集・伝達に支障をきたす場合は、次のような措置を講じる。

(1) 府、近隣市町との連絡

府防災行政無線を利用して行う。また必要に応じ消防無線、警察無線、非常通信、携帯電話を活用するとともに、状況によっては伝令の派遣を行う。

(2) 関係機関との連絡

総務対策部危機管理室は、関係機関に対し、職員の総務対策部への派遣及び所属機関との連絡用無線機等を可能な限り携行するよう要請する。

(3) 非常通信の利用

総務対策部危機管理室は、公衆電話回線が途絶し、かつ防災行政無線による通信が困難な場合、電波法第52条に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。

- ア 関係機関（府警察、鉄道会社）が保有する無線
- イ 放送局の有する無線
- ウ 大阪地区非常通信協議会に加入する機関の無線
- エ アマチュア無線等

(4) 災害現場等出動者との連絡

災害現場等に出動している各部職員との連絡は、携帯電話、防災行政無線、伝令（自転車、バイク、徒歩等）、派遣等の適当な手段によって行う。

第4節 災害広報・広聴対策

情報不足による混乱の発生を防止するため、関係機関と協力のうえ、住民をはじめ、出勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、正確かつきめ細かな情報を様々な手段を用いて提供する。

また、府は、住民や事業者等に、府内に広域的な大規模災害が発生もしくは迫っていることを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」を行う。

●主たる業務の担当

業務担当	業務内容
総合政策対策部政策企画課	被害情報、支援情報等の収集・把握
総合政策対策部コミュニティ推進課	住民相談窓口の設置 ・住民相談の受付 広報活動の実施 ・災害情報の広報 ・支援情報の広報 ライフライン復旧情報等広報 プレスセンターの設置 ・報道依頼 ・情報提供
各部・各機関	住民からの要望の処理 ライフライン復旧情報等広報

1 災害広報

被害情報、支援情報、ライフライン復旧情報、公共交通機関の運行状況等の住民向けの広報活動を実施する。

また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。

(1) 被害情報

災害発生直後の速やかな被害情報の広報は、人心の安定やパニック防止等を図るうえで重要であることから、関係機関と協力のうえ、次の事項を中心に広報活動を実施する。

なお、広報内容は簡潔で誤解を招かない表現を用いる。

ア 台風接近時の広報（台風の進路予想図、予報円、不要不急の外出抑制、公共交通機関の運行状況など）

イ 気象等の状況

ウ 土砂災害（二次的災害）の危険性

エ 被害の概要に関すること

オ 避難の勧告・指示（緊急）に関すること

カ 被災状況とその後の見通しに関すること

キ その他住民の安全確保に必要なこと（二次災害防止情報を含む。）

(2) 支援情報

地震発生後、人身の安全性が確保された後は、避難生活・通常生活のための情報が必要となるため、次の事項を中心に広報活動を実施する。

ア 要配慮者への支援の呼びかけに関すること

- イ 避難所に関する事
- ウ 救護所に関する事
- エ 救援物資の配布に関する事
- オ 給水・給食に関する事
- カ 廃棄物の収集に関する事
- キ 医療機関などの生活関連情報に関する事
- ク 被災者のために講じている施策に関する事
- ケ その他住民生活に必要な事

(3) ライフライン復旧情報等

総合政策対策部コミュニティ推進課は、都市創造対策部、上下水道対策部、関係機関と密接な連絡を図り、復旧情報についての広報活動を支援する。

- ア 水道、下水道、道路の状況及び復旧に関する事
- イ 廃棄物の収集に関する事
- ウ 電気・ガス、交通機関等の復旧に関する事
- エ 電話の復旧に関する事
- オ 電気・ガスの復旧による火災等の二次災害防止に関する事

(4) 広報の手段

ア 広報車

原則として町の所有する車両を使用する。必要に応じて警察署その他の関係機関の広報車の協力も得る。

イ その他広報手段

- (ア) 広報誌の内容変更・臨時発行等
- (イ) 航空機による現場広報
- (ウ) 町防災行政無線（同報系）による地区広報
- (エ) 避難所への職員の派遣、広報誌・ちらしの掲示・配布
- (オ) 新聞、ラジオ、テレビによる広報
- (カ) しまもとタウンメール等の携帯メールや緊急速報メール
- (キ) インターネットやツイッター、フェイスブック等の活用
- (ク) ケーブルテレビ、コミュニティ放送（FM）等への情報提供
- (ケ) 点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮したきめ細かな広報
- (コ) 臨時災害FM局の開設

(5) 要配慮者への広報

要配慮者への広報は、文字放送や手話、ファクシミリ、テレホンサービスやパソコン通信等のメディアを活用するほか、ボランティアなどの協力を得て手話、点字、要約筆記、外国語等による広報活動に努める。

(6) 災害時の広報体制

- ア 災害広報責任者による情報の一元化
- イ 広報班の設置
 - (ア) 広報資料の作成
 - (イ) 防災関係機関との連絡調整

2 報道機関への情報提供等

報道機関と連携して総合的な災害情報を提供する。

(1) 災害情報の報道依頼

各部からの災害情報の報道依頼は、総合政策対策部コミュニティ推進課で取りまとめ、報

道機関へ報道を依頼する。

テレビ・ラジオ等については、府を通じて「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、次の報道機関に対し放送要請する。

- ・日本放送協会（大阪放送局）、民間放送事業者（朝日放送グループホールディングス、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社FM802）

(2) 災害情報の提供

災害情報を総括し提供するためのプレスセンターを設置し、広報担当者が報道機関に対し適宜情報の発表を行う。なお、個人情報については十分にプライバシー保護を配慮する。

- ア 災害発生場所及び発生日時
- イ 被害状況
- ウ 応急対策の状況
- エ 住民に対する避難勧告等の状況
- オ 住民に対する協力及び注意事項
- カ 支援施策に関すること

(3) 要配慮者に配慮した広報

- ア 障害者への情報提供
広報に当たっては、ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送の活用など、障害者に配慮した広報を行う。
- イ 避難行動要支援者への情報提供
広報に当たっては、避難行動要支援者に配慮した広報手段も活用する。

3 広聴活動の実施

災害による家や財産の滅失、失業した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、相談窓口を開設し、積極的な広聴活動を実施する。

(1) 住民相談窓口の開設

住民からの問い合わせや法律、医療等の専門相談、要配慮者からの相談に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて町役場に専用電話及び専用ファクシミリを備えた住民相談窓口を開設する。

(2) 相談内容

住民相談窓口への相談内容については、被害及び復旧の状況、時間の経過とともに異なるが、主に次のようなものが考えられる。

- ア 水道・下水道の修理に関すること
- イ 要配慮者等の福祉に関すること
- ウ 罹災証明の発行に関すること
- エ 災害弔慰金等の支給に関すること
- オ 災害援護資金・生活資金等の貸付に関すること
- カ 租税等の減免、徴収猶予等に関すること
- キ 住宅の応急復旧や融資制度の利用に関すること
- ク 中小企業及び農業関係者の支援に関すること
- ケ その他生活再建に関すること

(3) 実施体制

- ア 必要に応じて各部から対応職員を派遣し、又は電話により住民対応業務全般について実施する。
- イ 相談窓口の開設時には、広報誌等で住民へ周知する。

(4) 要望の処理

- ア 被災した住民からの相談・要望・苦情等の積極的な聞き取りを実施する。
- イ 住民相談窓口で聴取した要望等については、速やかに関係部及び関係機関へ連絡し、早期解決を図る。

第5節 広域応援の要請・受入れ

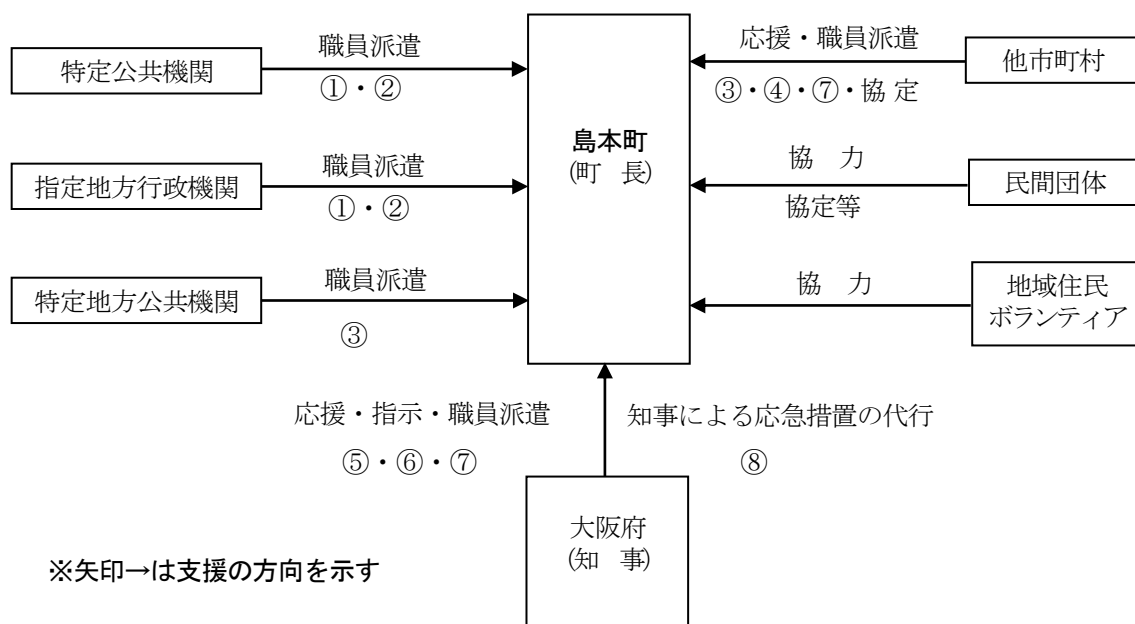
町単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合は、速やかに府及び他の市町村並びに関係機関に対し、応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。

なお、府等へ職員派遣を要請する場合、派遣先や支援内容などを明確にする。

●主たる業務の担当

業務担当	業務内容
総務対策部危機管理室	応援要請の検討 行政機関へ応援要請
総合政策対策部人事課	応援の受入れ・活動の展開
各部	指定公共機関、指定地方公共機関、民間団体等への協力要請 ・受入れ・活動の展開

【法律、協定に基づく応援協力の要請系統】



- ① 災害対策基本法第29条第2項（職員の派遣の要請）
（町長等^{*1}が指定地方行政機関の長又は特定公共機関^{*3}に対し職員の派遣を要請する）
- ② 災害対策基本法第30条第1項（職員の派遣のあつせん）
（町長等^{*1}が知事に対し指定地方行政機関、特定公共機関^{*3}の職員の派遣についてあつせんを求める）
- ③ 災害対策基本法第30条第2項（職員の派遣のあつせん）
（町長等^{*1}が知事に対し他の地方公共団体、特定地方公共機関^{*4}の職員の派遣についてあつせんを求める）
- ④ 災害対策基本法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）
（町長等^{*1}が他の市町村の市町村長等に対し、応援を求める）
- ⑤ 災害対策基本法第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）
（町長等^{*1}が知事等^{*2}に対し応援を求め又は災害応急対策の実施を要請する）
- ⑥ 災害対策基本法第72条（都道府県知事の指示等）
（知事が町長に対し、災害の応急措置・応急対策について必要な指示し、又は他の市町村長を応援すべきことを指示する）

- ⑦ 地方自治法第252条の17第1項（職員の派遣）
（町長等^{※1}が知事等^{※2}、他の市長等に対し、職員の派遣を求める）
- ⑧ 災害対策基本法第73条第1項（知事による応急措置の代行）
（町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が代行する）
- ※1：知事等
都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員
- ※2：町長等
町長又は町の委員会若しくは委員
- ※3：特定公共機関
指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して、市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとして、それぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定したもの
- ※4：特定地方公共機関
指定地方公共機関である地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人

要求を受けた知事又は市町村長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まず、災害応急対策の実施については、応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動する。

第1 応援の要請

1 応援の要請要領

各部は、あらかじめ定めた事務分掌にしたがって災害応急対策を実施するとともに、必要に応じて府及び他の市町村に応援協力を求める。

災害が発生した場合、府への応援要請及び他の市町村との相互応援・協力は、総務対策部危機管理室が窓口となる。

また、総合政策対策部人事課は、各部と連絡・調整のうえ、応援を受入れる。

応援要請に当たっては、次の必要事項を記載した文書をもって、応援を求める。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況
- (2) 応援を要請する理由
- (3) 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
- (4) 応援を必要とする活動内容
- (5) その他必要な事項

2 府等への応援要請と活動拠点の確保

町単独では災害応急対策を迅速かつ的確に実施することができない場合には、知事に対して応援又は応援のあっせんを求めるとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る。

- 知事に対する応援の要求又は実施の要請
- 他の市町村長、水防事務組合管理者に対する応援の要求
- 知事に対する緊急消防援助隊及び自衛隊派遣要請の要求
- 指定地方行政機関の長、都道府県知事又は他の市町村長に対する職員の派遣要請若しくは知事に対するあっせん要請

【連絡先】

名 称	電 話	
	勤務時間内	勤務時間外
大阪府災害対策本部事務局 大阪府危機管理室	(代表)06-6941-0351 (直通)06-6944-6021	06-6944-6021
	大阪府防災行政無線番号 200-4880、4886	

3 他の市町村への応援要請

災害の規模が大きく、町単独では対応が困難な場合は、他の市町村に応援を要請する。応援を要請する場合は、関係法令や相互応援協定等に基づき実施する。

第2 職員の派遣要請等

災害応急対策または災害復旧対策を実施するため、本町職員のみでは対応できないと認めた場合に、他の地方公共団体の長、指定地方行政機関の長、特定公共機関に対して職員派遣を要請する。

また、知事等に対して指定地方行政機関、特定公共機関、他の地方公共団体、特定地方公共機関の職員派遣のあつせんを要請する。

要請の際は、次の必要事項を記載した文書で行う。

- (1) 派遣または派遣のあつせんを要請する理由
- (2) 派遣または派遣のあつせんを要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣または派遣のあつせんを必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他必要な事項

第3 応援の受入れ

応援要請を行った場合は、広域応援部隊の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認する。

受入れ場所を東大寺公園及び淀川河川公園のいずれかとし、以下の受入れ準備を迅速に行い、受入れ体制を確立する。特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

1 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、府警察等と連携し、広域防災拠点、後方支援活動拠点、地域防災拠点、被災地等へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。

2 連絡所等の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。

3 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

第4 被災市区町村応援職員確保システムに基づく支援

総務省は、府及び町等と協力し、被災市区町村応援職員確保システム（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。また、町は、総務省の要請に基づき、応援職員を派遣する。

第5 災害発生都道府県の応援

知事は、他の都道府県で災害が発生した場合において、災害発生都道府県知事又は内閣総理大臣から、応急措置の実施のため災害発生都道府県知事又は災害発生市町村長を応援するよう求められたときは、応援を実施する。また、町は、大阪府の要請に基づき、応援職員を派遣する。

1 災害発生都道府県知事からの応援の要求

災害発生都道府県知事から応急措置を実施するための応援を求められた場合、知事は、正当な理由がない限り、応援を実施することとし、応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた都道府県知事等の指揮の下に行動する。

2 内閣総理大臣からの応援の要求

内閣総理大臣の要求に応じ応援をする場合、知事は、災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、府内の市町村長に対し、災害発生市町村長の応援を求める。

3 災害応急対策の実施

内閣総理大臣の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、応援を受ける災害発生府県知事の指揮の下に行動し、当該知事の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、応援を受ける市町村長の指揮の下に行動する。

第6 民間団体等に対する協力要請

発生した災害規模に即した災害応急対策を実施するため、必要に応じて関係機関から災害対策要員及び資機材を確保する。

1 民間団体等への協力要請

公共的団体、民間団体等の協力を得て、適切な災害応急対策活動を実施する。

2 要請の方法

応援協力要請の方法は、次のとおりである。

対 象	応援協力要請の方法
公 共 的 団 体	必要な各部から総務対策部危機管理室を通じて要請
協 定 団 体 等	担当部から直接協力要請の後、総務対策部危機管理室へ報告

3 応援の受入れ

応援要請を行った場合は、受入れ場所を水無瀬川緑地公園及びふれあいセンターのいずれかとし、以下の受入れ準備を迅速に行い、受入れ体制を確立する。

- (1) 宿泊場所、食糧の確保
- (2) 執務場所、連絡場所の確保及び通信設備等の確保
- (3) 必要資機材の確保

第6節 自衛隊の災害派遣

町長は、災害又は事故の規模や被害情報等に関して、府及び自衛隊と緊密に連絡を図るとともに、住民の人命又は財産を保護するため、必要があるときは知事に対して、自衛隊の災害派遣の要請を要求する。

●主たる業務の担当

業務担当	業務内容
総務対策部危機管理室	府へ自衛隊派遣要請の要求・受入れ・活動の展開

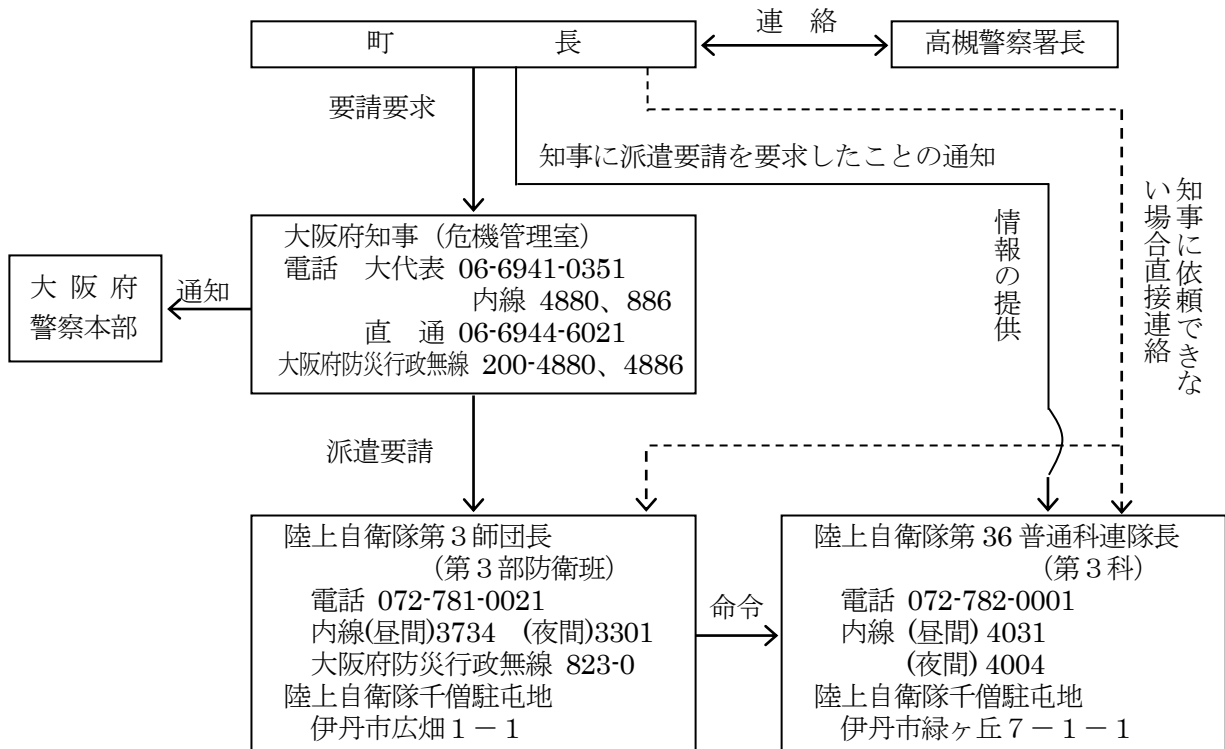
1 派遣要請要求

町長は、自衛隊による応援措置が必要であると認める場合は、文書で次の事項を明らかにして知事あてに派遣要請を要求し、高槻警察署長にも通知する。ただし、急を要する場合は、必要事項を電話等で要求し、事後速やかに文書で所定の手続きをとる。

- (1) 災害の情况及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

ただし、通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接、陸上自衛隊第3師団長にその内容を通知し、事後速やかにその旨を知事に通知する。

【派遣要請系統図】



2 自衛隊の自発的出動基準 (要請を待つかとまのない場合の災害派遣)

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待つかとまのないときは、

自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、町長から災害の状況に関する通知を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- (4) 運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における搜索又は救助活動を実施する場合
- (5) その他災害に際し、上記(1)から(4)に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

3 自衛隊の活動内容

活動内容は、次のとおりとする。なお、大規模な災害が発生した際には、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理する。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の搜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他

4 災害派遣部隊の受入れ体制

自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分に行えるよう努める。

- (1) 自衛隊の宿泊施設又は野営地及び資機材の保管場所の準備をする。この際、自衛隊の宿泊施設は、トイレ、水道、電気等のインフラの整備された体育館等の既存の建屋を準備する。
- (2) 災害時用臨時ヘリポートの設置準備を行う。
- (3) 派遣部隊及び府との連絡職員を指名する。
- (4) 活動実施期間中は、現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮官と協議し、作業の推進を図る。
- (5) 派遣部隊の行う応急復旧に必要な資機材は、できる限り町で準備し、速やかに活動できるよう努める。
- (6) 自衛隊連絡幹部の受入れに必要な準備をするとともに、必要に応じて災害本部対策会議へ参加を要請する。

5 撤収要請

救援活動が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなった場合、又は作業が復旧段階に入った場合、町長は速やかに知事に自衛隊の撤収要請を要求する。

第7節 救助・救急活動

被災状況の早期把握に努め、部隊配備を確立するとともに、府、府警察、自衛隊等の関連機関と相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

●主たる業務の担当

業務担当	業務内容
消防対策部	災害発生状況の把握 救助・救急活動、搜索活動 広域応援要請
健康福祉対策部住民課	行方不明者名簿の作成
高槻警察署	救出救助活動、行方不明者の搜索活動、交通規制活動

第1 災害発生状況の把握と組織体制

より多くの人命の安全確保と被害の拡大防止を図るため、通報、有線、無線通信施設を効果的に活用して災害情報の収集伝達を行う。

1 情報の収集

(1) 災害発生状況の把握

ア 消防対策部は、災害発生後直ちに災害発生状況の調査・把握を行う。

イ 消防職員による調査・情報収集とともに、119番通報、警察からの情報及び総合政策対策部政策企画課との連携によって、的確な情報把握を実施する。

2 配備体制

消防長は、災害規模に応じて配備体制を定め、非番職員等を緊急招集する。

配備体制及び配備職員等については、消防計画に定めるところとする。

第2 人命救助活動

消防対策部は、高槻警察署と密接な連携を図り、迅速かつ的確に人命救助・救出・搜索活動を実施する。

1 活動の方針

(1) 高槻警察署と相互に緊密な連絡をとり、協力して救出にあたるとともに、必要に応じて消防相互応援協定を締結している市町、自衛隊等に協力を要請する。

(2) 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携のもとに行う。

また、作業用重機は業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。

2 活動の要領

- (1) 重傷・重体者の救出を優先する。
- (2) 被害拡大の防止を実施する。
- (3) 傷病者の救出を実施する。
- (4) 多数の要救助者がある地区においては、災害対策本部へ応急救護所の開設を要請する。
- (5) 応急救護所への傷病者の搬送を実施する。
- (6) 二次災害の予防措置に徹底を図り実施する。
- (7) 遺体を発見した場合は速やかに所定の手続をとる。

3 配備体制

- (1) 災害が発生したときは、自動的に通常警備体制から非常警備体制に移行するものとし、以下の出動区分による体制を確立する。
 - ア 第1出動――災害の発生を覚知したとき
 - イ 第2出動――第1出動で救助・救急活動の円滑な推進が困難な場合
 - ウ 第3出動――大災害が発生し、総力で取り組む必要がある場合
- (2) 消防職員及び団員は、あらかじめ指定された消防本部及び分団詰所等に直ちに参集するものとし、参集途上において、家屋や道路などの被害状況を把握するとともに、要救助者等を発見したときは、消防本部に通報するとともに付近住民の協力を求め救助・救急活動に従事する。

4 警備本部の設置

大災害が発生したときは、消防本部に警備本部を設置し、消防長を警備本部長として警備体制を強化する。

5 初動体制

大災害発生と同時に、次の事項の処理に総力を結集する。

- (1) 消防本部
 - ア 災害情報の把握
 - イ 指令電話の一斉試験及び有線通信設備の障害状況の確認
 - ウ 全無線局の開局
 - エ 車両の安全確認及び警備資機材の増強
 - オ 火災その他重大な災害の発見
 - カ 道路の被害状況把握及び出動路線の確認
- (2) 消防団
 - ア 団員は直ちに各分団詰所等に参集し、車両の屋外搬出、ホースの増強、必要資機材の積載等を行って出動に備える。
 - イ 付近の高層建築物等を利用して高所見張りを行うとともに、所轄を巡回して出火防止の広報や災害情報の収集に努める。

6 消防隊の編成

消防隊の編成は、勤務中の職員と参集による職員とにより行うが、原則として緊急性を有する部署には、勤務中の職員と早期参集者をあて、時間的に余裕のある部署はその後の参集者をあてる。

7 高速道路等への出動

高速道路及び高架式道路において事故が発生したときは、警備本部長は町域における消防隊及び救急隊の運用状況を勘案しながら、必要な出動体制を指示する。

8 行方不明者の搜索

(1) 行方不明者の搜索については、災害の規模等の状況を勘案して、警察署、自衛隊等関係機関が地域住民の協力を得て実施する。

また、健康福祉対策部住民課は、関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。

(2) 行方不明者の搜索期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし10日間を経過してもなお搜索を要する場合には、本部長（町長）の指示によって継続して実施する。

(3) 災害業務関係者が救出作業、又は行方不明者搜索中に遺体を発見した場合は、速やかに所定の手続きをとる。

9 応援の要請

(1) 消防相互応援協定に基づく応援要請

消防本部は、災害の拡大が著しく、消防本部では十分に消火活動、人命救助・救急活動が実施できない場合、次に示す消防相互応援協定に基づき他市町村消防機関の応援を要請する。

ア 高槻市、島本町消防相互応援協定

イ 名神高速道路内の茨木市・島本町間における消防相互応援に関する協定書

ウ 大阪市・島本町航空消防応援協定

エ 大阪府北ブロック消防相互応援協定

オ 名神高速道路消防応援協定書

カ 大阪府下広域消防相互応援協定

キ 乙訓消防組合・島本町・大山崎町消防相互応援協定

ク 乙訓消防組合・長岡京市・島本町林野火災等消防相互応援協定

(2) 航空消防応援協定に基づく応援要請

消防本部は、大規模特殊災害時にヘリコプターを使用することが消防活動に必要と認められる場合は、航空消防応援協定に基づき、大阪市消防局に応援を要請する。

(3) 知事への応援要請

消防本部は、大規模な災害の発生により、必要な場合は、消防相互応援協定のほか災害対策基本法第68条の規定により、知事に応援要請を依頼し、防災活動及び応急業務の人材確保に努める。

(4) 消防庁長官の措置による応援体制

町長は、町の消防力及び府内の消防応援だけでは、十分な対応が取れないと判断したときは、緊急消防援助隊運用要綱に定める様式により速やかに知事に対して、緊急消防援助隊の応援を要請する。

この場合において、知事と連絡がとれない場合には直接消防庁長官に対して要請する。

(5) 各機関による連絡会議の設置

広域的な消防・救急体制をとる場合、府、市町村、府警察及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行い、府災害対策本部内に設置する広域防災連絡会議において、活動区域や役割分担等の調整を図るとともに、必要に応じて被災地等に合同調整所を設置する。

第3 警察の活動

1 救助部隊の編成・出動

高槻警察署は、被害状況の早期把握に努め、自署員による救助部隊を編成し、救助を必要とする災害現場へ迅速に出動する。

2 府警察本部と連携した活動

被害発生状況により、広域緊急援助隊又は機動隊等の出動の必要を認める場合は、速やかに高槻警察署から府警察本部に対して当該部隊の出動を要請する。

3 救出救助等の活動

高槻警察署は、災害対策本部及び関係機関との密接な連携の元に、被災者の救出救助活動や行方不明者の捜索を実施する。

また、迅速かつ的確な救助・救急活動が行われるよう必要な交通規制を実施するとともに、障害物の除去など道路管理者の活動を支援する。

第4 消防団の活動

1 出動区分

- (1) 第1出動 ―― 災害の規模が比較的小規模で単独の分団で対応できる場合
- (2) 第2出動 ―― 災害の規模が大きく、単独の分団では対応が困難で、隣接する分団の応援を必要とする場合
- (3) 第3出動 ―― 災害の規模が大きく、全組織で対応する場合、及び町長、消防長又は消防団長の特命による場合

2 出動計画

水害その他災害時は、町長及び消防長又は消防団長の特命により緊急出動するが、消防団が一斉指令装置その他により災害の発生を覚知したときは、直ちに出動するものとする。

第5 自主防災組織の活動

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛防災組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に初期消火、救助・救急活動を実施する。また、消防署、警察署など防災関係機関との連携に努める。

第6 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第8節 医療救護活動

府、町及び医療関係機関は、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む。）を実施する。

また、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）に対して適宜助言及び支援を求める。

●主たる業務の担当

業務担当	業務内容
健康福祉対策部いきいき健康課	大阪府茨木保健所・高槻市保健所と協力し災害医療情報の収集・把握 救護所の開設 医療救護班の要請 救急医療活動の実施 医薬品等の調達・確保 広域応援要請（総務対策部危機管理室経由）
消防対策部	傷病者の搬送
高槻市医師会 高槻市歯科医師会 高槻市薬剤師会	救護対策本部の設置 医療救護班の派遣 救急医療活動の実施 医療用資器材、医薬品等の確保
大阪府茨木保健所・高槻市保健所	管内医療機関の情報収集・把握

1 医療情報の収集・提供活動

健康福祉対策部いきいき健康課は消防本部と協力して、高槻市医師会、高槻市歯科医師会及び高槻市薬剤師会等が災害時の緊急医療体制として共同で設置する救護対策本部（以下「救護対策本部」という。）や町災害対策本部と連携し、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）や災害医療情報連絡員による情報収集等を通じて、医療関係機関の被害状況、活動状況、被災地における医療ニーズ、患者受入れ状況などの情報把握を行うとともに、把握した情報を速やかに府に報告する。また、住民や関係機関にも可能な限り医療に関する情報の提供を行う。

2 現地医療の確保

（1）医療救護班の編成・派遣要請

- ア 災害発生後、医療救護活動が必要と認められる場合は、町長（本部長）は、直ちに救護対策本部に医療救護班の出動の要請を行う。
- イ 町は、医療救護班が出動するときは、各医療救護班に医療救護班担当員1名を派遣する。
- ウ 町災害対策本部は、医療救護班の出動によってもなお医療救護班が不足する場合は、救護対策本部と協議の上、府を通して日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣を要請する。
- エ 医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当座必要な資器材等を携行する。

（2）救護所の設置・運営

- ア 健康福祉対策部いきいき健康課は、必要に応じて、あらかじめ指定した場所に救護所を

設置する。

イ 町災害対策本部は、医療機関の開設者から承諾が得られた場合は、当該医療機関を救護所として指定する。

(3) 医療救護班の出向

医療救護班は、あらかじめ指定された救護所等に出向し、傷病者の治療や歯科治療等の応急処置を行う。

(4) 医療救護班の受入れ、調整

健康福祉対策部いきいき健康課は、医療救護班の受入れ窓口をふれあいセンターに設置するとともに、救護対策本部と連携・協力し、救護所への配置調整を行う。

(5) 医療救護班の搬送

原則として、医療関係機関で所有する緊急車両等を活用し、移動する。ただし、医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、町が搬送手段を確保し、搬送を行う。

3 現地医療活動

(1) 救護所における現地医療活動

医療救護班は、現場救急活動として、救護所に到着後速やかに、応急措置、医療機関への搬送の要否及びトリアージ（負傷者選別）、搬送困難な患者に対する医療、死亡の確認、その他状況に応じた処置等の現場救急活動を行う。また、必要に応じて臨時診療活動として、軽症患者の医療、助産救護、被災者等の健康管理等を行う。

(2) 府による災害医療チーム派遣等

府は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所や救護所等も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）を活用する。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の適切な引継ぎの実施に努める。

4 後方医療活動

救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、町が救護対策本部や医療関係機関等と連携し、被災を免れた医療機関に受入れ要請を行い、治療を行う。

(1) 町救護拠点病院

町救護拠点病院として指定している（医）清仁会水無瀬病院は、救護所等から搬送される入院を必要とする患者・被災者の受入れを行う。

(2) 町災害医療センター

町災害医療センターとして位置づけられる大阪府三島救命救急センターは、町、救護対策本部と連携して患者受入れにかかる医療機関間の調整・バックアップ等を行う。

(3) 災害拠点病院

救護所、町救護拠点病院で治療困難と判断された患者は、災害拠点病院である大阪府三島救命救急センター及び大阪医科大学附属病院に搬送する。

(4) 受入れ病院の選定

健康福祉対策部いきいき健康課は、町災害医療センター、救護対策本部と連携して、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）で提供される患者受入れ情報等に基づき、特定の病院に患者が集中しないよう振り分け調整し、受入れ病院を選定する。

(5) 患者の搬送

ア 患者の搬送は原則として消防本部の救急車による。救急車が確保できない場合は、消防対策部は、車両を確保し搬送する。なお、車両の確保が困難な場合は、消防相互応援協定に基づき応援を要請する。

イ 道路の被災及び交通混雑等により、ヘリコプターによる搬送が必要と認められる場合は、消防相互応援協定に基づき大阪市消防局及び府にヘリコプターによる患者の搬送を要請する。

5 医薬品等の確保・供給活動

健康福祉対策部いきいき健康課は、高槻市医師会、高槻市歯科医師会、高槻市薬剤師会等の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。医薬品等が不足する場合は、府に対して供給の要請を行う。

6 個別疾病対策

健康福祉対策部いきいき健康課は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、大阪府等と連携をとりながら特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、現地医療活動、後方医療活動等を行う。

第9節 交通規制・緊急輸送活動

消火・救助・救急、医療活動、緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の確保を図る。

●主たる業務の担当

業務担当	業務内容
都市創造対策部都市整備課	交通状況・災害発生状況の把握 道路施設の点検 緊急交通路の啓開
総務対策部危機管理室 総務対策部総務・債権管理課 総合政策対策部コミュニティ推進課	緊急通行車両の確保、航空輸送の確保 陸上輸送の確保 広報
道路管理者	緊急交通路の選定
各部、関係機関	緊急輸送活動
府公安委員会	交通規制

第1 陸上輸送

1 緊急交通路の選定等

(1) 被害情報等の収集

都市創造対策部都市整備課、府、府警察及び道路管理者は、連携して災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。

特に、緊急交通路に選定されている「重点14路線」（国道171号）及び高速自動車国道等（名神高速道路）に対しては、緊急交通路の指定に向けた道路状況の確認を行う。

(2) 緊急交通路の選定

府警察（高槻警察署）は、災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、前記重点14路線以外の路線において緊急交通路を指定する必要がある場合には、都市創造対策部都市整備課等と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両等の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

都市創造対策部都市整備課等は、当該緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡する。

ア 道路施設の点検

都市創造対策部都市整備課及び道路管理者は、使用可能な道路を把握し、緊急交通路を選定するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民の自動車プローブ情報の活用等により早急に、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行う。

イ 府及び府警察への点検結果の報告

総務対策部危機管理室は、道路施設点検の結果を府及び府警察に報告する。

ウ 緊急交通路の道路啓開

都市創造対策部都市整備課は、緊急交通路を確保するため、府警察、他の道路管理者及

び協定業者等の協力を得て町道の道路啓開作業を行う。道路啓開に必要な重機(ショベル、ブルドーザー等)についても協定業者等から調達する。

なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。また、運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

(3) 重要物流道路等における道路啓開等の支援

国は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

2 緊急交通路の周知

(1) 関係機関への連絡

総合政策対策部コミュニティ推進課は、町及び府、府警察(高槻警察署)並びに道路管理者と協議の上決定した緊急交通路について、各部、各機関に連絡する。また、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡する。

(2) 住民への周知

総合政策対策部コミュニティ推進課は、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への広報を行い、周知徹底する。

3 輸送手段の確保

総務対策部総務・債権管理課は、避難者、災害応急対策の実施に必要な人材や資機材等を輸送するため、町の所有する車両を活用する他、運送業者等の車両を調達し、緊急用物資や災害復旧資機材等の緊急輸送体制を確保する。

なお、公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

(1) 輸送車両等の確保

ア 町が所有する全ての車両は、総務対策部総務・債権管理課が集中管理を行う(ただし消防対策部、上下水道対策部の一部車両を除く。)

イ 車両が不足する場合は、社団法人大阪府トラック協会等に協力を要請する。

(2) 緊急通行車両の確認

ア 事前届出済の車両

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、緊急通行車両事前届出済証の交付を受けている車両については、直ちに届出済証を提示して緊急通行車両の確認申請を行い、緊急通行車両標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

イ 災害発生後の届出

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、総務対策部総務・債権管理課は民間借り上げ等によって調達した車両については、直ちに自動車検査証等の必要書類を府公安委員会または府危機管理室に持参し、緊急通行車両としての確認申請を行い標章等の交付を受ける。

(3) 車両の運用

ア 車両の運用は、総務対策部総務・債権管理課が各部の要請に基づき使用目的に合わせた適正配車に努める。

イ 総務対策部総務・債権管理課は、常に配車状況を把握し、各部の要請に対応する。

ウ 緊急通行車両標章は車両前面の見やすい位置に掲示し、確認証明書は車両に備え付

ける。

第2 航空輸送

1 輸送基地の確保

- (1) 総務対策部危機管理室は、あらかじめ設定した災害時用臨時ヘリポート（淀川河川公園及び水無瀬川緑地公園）について、障害物の有無等、利用可能状況を把握する。
- (2) 総務対策部危機管理室は、選定した災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の除去等を行い、臨時ヘリポートとしての整備を行う。
- (3) 総務対策部危機管理室は、府、大阪市消防局、府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊と協議し、開設するヘリポートを指定する。

2 ヘリコプターの支援要請

- (1) 支援要請の原則
本部長は、現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次の用務に該当する場合は、大阪市消防局または府を通じ府警察、自衛隊のヘリコプター派遣を要請する。
 - ア 緊急に人命救助を行う必要があるとき。
 - イ 医薬品等の緊急物資を輸送する必要があるとき。
 - ウ その他、本部長が緊急性を認めた場合
- (2) 支援要請手続き
 - ア 各部においてヘリコプターの支援を必要とする場合は、「要請に際し連絡すべき事項」を明らかにして、総務対策部危機管理室に要請する。
 - イ 総務対策部危機管理室は、本部長名をもって電話等による支援要請を行い、事後速やかに支援要請の書面を提出する。
- (3) 要請に際し連絡すべき事項
 - ア 支援を求める理由及び目的地
 - イ 現地責任者名
 - ウ 人命救助、緊急輸送等の内容
 - エ ヘリポートとの連絡方法等

第3 交通規制

府公安委員会、府警察とともに、災害応急活動に必要な交通規制・管制を実施する。

1 道路管理者による交通規制

高槻警察署との密接な連携のもとに、交通規制を実施する。

- (1) 交通規制の実施
災害時において、道路の破損、決壊等によって交通が危険であると認められる場合、又は被災道路の応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、高槻警察署と協議し、区間を定めて車両の通行を禁止し、又は制限する。
- (2) 交通規制の標識等の設置
車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急的かつ一時的な場合を除き、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区間、期間等を表示した道路標識等を設置する。

2 府公安委員会、府警察による交通規制

(1) 交通規制の実施

次のような交通規制を実施する必要がある場合は、総務対策部危機管理室を通じて府公安委員会、府警察に対して交通規制の実施を要請する。

ア 人命救助、避難路確保等のための交通規制

災害発生直後において、人命救助等のため緊急通行車両以外の車両の通行禁止・制限を行う必要があると認める場合

イ 緊急交通路確保のための交通規制

災害応急対策を実施するための人員、物資等の緊急輸送及び災害復旧のために緊急通行車両以外の車両の通行禁止・制限を行う必要があると認める場合

(2) 交通管制の実施

緊急交通路を優先的に確保するとともに、一般交通の混乱防止等を図るため、広域的な交通管制を実施する。

(3) 交通規制の標識等の設置

緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急的かつ一時的な場合を除き、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区間、期間等を表示した道路標識等を設置する。

【交通規制の範囲及び実施責任者】

区 分	実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	国土交通大臣 知 事 町 長	1. 道路の破損、決壊その他の事由によって、危険であると認められる場合。 2. 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合。	道路法 第46条第1項
警 察	公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第76条第1項
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため。	道路交通法 第4条第1項
	警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの	道路交通法 第5条第1項
	警察官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合。 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合。	道路交通法 第6条第2項 道路交通法 第6条第4項

3 通行禁止区域等における措置命令

通行禁止区域等における緊急通行車両の通行の確保のため、警察官、自衛官及び消防吏員は、以下の必要な措置等を実施する。

実施責任者	範 囲	根 拠 法
警 察 官	1. 通行禁止区域内において緊急通行車両の通行妨害となる車両 その他物件の移動等の措置を命ずることができる。 2. 措置命令に従わないとき、又は相手が現場にいないときは、移動等の措置をとり、やむを得ない限度において車両その他物件を破損することができる。	災害対策基本法 第76条の3
自 衛 官 消 防 吏 員	警察官が現場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急通行車両の通行確保のため、同様の措置を講ずる。	

4 相互連絡

総務対策部危機管理室は、高槻警察署と被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路の通行、制限の対象、区間、理由等を相互に通知する。

5 広報

交通規制を実施する場合は、高槻警察署と連携して広く一般に周知する。

第10節 公共土木施設等の対策

公共土木施設等の被害状況を把握し、必要に応じて応急措置を講ずる。

●主たる業務の担当

業務担当	業務内容
都市創造対策部都市整備課 都市創造対策部にぎわい創造課	公共土木施設等の被害状況把握、応急復旧 ・他の管理者への通報 ・府への応援要請（総務対策部危機管理室経由） ため池の被害状況把握
総務対策部危機管理室	建築物への立入禁止等の措置 府への応援要請
消防対策部	危険物施設等の施設点検の要請、立入検査
危険物施設等の管理者	危険物施設等の必要な措置の実施

1 公共土木施設等

(1) 道路・橋梁

ア 被害状況の把握

都市創造対策部都市整備課は道路・橋梁の被害状況、障害物等の状況を把握する。また、危険箇所の早期発見に努める。

イ 他の道路管理者への通報

町道以外の道路が損壊等によって通行に使用をきたしている場合は、総務対策部危機管理室又は都市創造対策部都市整備課を通じて当該道路管理者（大阪国道事務所、茨木土木事務所、西日本高速道路株式会社）に通報し、応急措置の実施を要請する。

ウ 道路交通の確保

危険箇所が発生した場合は、通行の禁止、速度規制等の交通規制を行うとともに、迂回路の指定等の措置を講じ、道路交通の確保を図る。

エ 応急復旧

都市創造対策部都市整備課は、被害を受けた町道について優先順位の高いものから障害物の除去、仮復旧措置を講じる。なお、町道以外の道路については、事態が緊急を要し、当該道路管理者による応急復旧を待ついとまのない場合は、必要最小限度の範囲で応急措置を講じるとともに、当該道路管理者にその旨を報告する。

また、町単独での道路の応急復旧が困難な場合は、総務対策部危機管理室を通じて国（大阪国道事務所）及び府（茨木土木事務所）に対し応援を要請する。

(2) 河川、水路、ため池等

ア 被害状況の把握

都市創造対策部都市整備課及びにぎわい創造課は、護岸の被害状況、水路の橋脚・工事箇所の仮設物等に掛かる浮遊物などの障害物の状況、ため池の被害状況を把握する。

また、危険箇所の早期発見に努める。

イ 河川管理者、ため池管理者への通報

所管施設以外の被害や障害物等を発見した場合は、当該管理者等（茨木土木事務所、北部農と緑の総合事務所、北部流域下水道事務所、ため池管理者）に通報し、応急措置の実施を要請する。

ウ 応急復旧

都市創造対策部都市整備課は、障害物の除去及び被害を受けた堤防、護岸、水門等の応急復旧を速やかに実施するとともに、所管施設以外の応急措置に協力する。

また、町単独での道路の応急復旧が困難な場合は、府に対し応援を要請する。

(3) 土砂災害危険箇所等

都市創造対策部都市整備課は、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所・区域、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区等の被害状況を調査・点検し、施設が被災した場合は、被害状況を把握するとともに、その旨を直ちに関係機関に報告する。必要に応じて応急措置を講じる。

なお、土砂災害危険箇所等の点検において、必要と認められる場合は府に斜面判定士の派遣を要請する。

(4) 避難及び立入制限

町は、府及び施設管理者と連携を図りながら、著しい被害が生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設、危険箇所への立入制限を実施する。

(5) 応急工事

施設管理者等は、危険がなくなったあと、被害の程度に応じた仮工事により、施設の応急の機能確保を図る。

2 公共建築物等

(1) 被災状況の把握

都市創造対策部都市整備課は、公共建築物等の被災状況を調査・把握する。

(2) 立入禁止措置、施設の応急復旧等

被災状況調査の結果、施設の応急復旧等が必要と認められる場合は、施設の立入禁止等の措置をとるとともに、早急に施設の応急復旧を行う。

3 宅地

都市創造対策部都市計画課は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする箇所の、危険度判定を実施する。実施に当たって必要に応じ、府に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により宅地の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止を図る。

4 危険物施設等の応急措置

爆発、漏洩等の二次災害を防止するため消防対策部及び関係機関は、危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒劇物施設、放射性物質を利用・保管する施設の各管理者に対し、施設の点検を実施するとともに、必要な応急措置を講じるよう要請する。

(1) 立入検査等

消防対策部及び関係機関は、必要に応じて立入検査を行うなど適切な処置を講じる。

(2) 応急対策

消防対策部及び関係機関は、倒壊等によって二次災害が発生するおそれのある場合、速やかに危険物施設等の管理者に対し、避難対策等、適切な措置を講じるよう要請する。

また、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を行う。

第11節 ライフラインの応急対策

被害を受けたライフライン施設について速やかに応急復旧を進め、応急供給を実施する。

●主たる業務の担当

業務担当	業務内容
上下水道対策部工務課	水道施設及び大沢地区特設水道施設被害状況の調査・把握、施設の緊急対応 下水道施設被害状況の調査・把握、施設の緊急対応
都市創造対策部環境課	ごみ処理施設被害状況の調査・把握、施設の緊急対応 高槻市エネルギーセンター分室被害状況の把握
総合政策対策部政策企画課	被害状況の把握
総務対策部危機管理室	府への報告
電気・ガス・通信事業者	ライフライン施設被害状況の調査・把握 ・施設の緊急対応 府への報告

1 水道

(1) 活動体制

飲料水の確保・応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保するものとし、なお十分な対応が出来ない場合は、府、他の市町村、水道関係業者、自衛隊等に応援を要請する。

(2) 緊急対応の実施

ア 上下水道対策部工務課は、水道施設及び大沢地区特設水道施設において二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行う。

イ 必要に応じて、消防本部、及び高槻警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。

(3) 応急復旧対策

ア 資機材等の確保

上下水道対策部工務課は、応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。

イ 応急復旧

上下水道対策部工務課は、医療施設、社会福祉施設等への給水を優先し、断水区域を最小限にするよう配水調整を実施しながら応急復旧を進め、順次断水区域の解消を図る。

(4) 広報

上下水道対策部工務課は、総合政策対策部コミュニティ推進課に水道施設及び大沢地区特設水道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供し、総合政策対策部コミュニティ推進課は、住民に対して被害状況、復旧状況等についての広報活動を実施する。また、住民に節水を呼びかける。水道施設及び大沢地区特設水道施設の被害状況や給水状況を関係機関、報道機関に伝達するほか、ホームページ上に応急復旧の状況等を掲載することで幅広い広報を実施する。

2 下水道

(1) 活動体制

上下水道対策部工務課は、保有する資機材等で応急復旧を実施するが、必要に応じて府、関係業者等に応援要請を行い、応急復旧に際しての人材・資機材調達の協力を得る。

(2) 緊急対応の実施

ア 上下水道対策部工務課は、下水道施設において二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行う。

イ 必要に応じて、消防本部及び高槻警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。

(3) 応急復旧対策

ア 資機材等の確保

応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。

イ 応急復旧

下水道施設の被害状況を迅速に調査し、下水処理施設等の応急復旧を実施するとともに道路交通に支障がないようマンホール等の応急処置を講じる。

(4) 広報

上下水道対策部工務課は、総合政策対策部コミュニティ推進課に下水道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。総合政策対策部コミュニティ推進課は、住民に対して被害状況、復旧状況等についての広報活動を実施する。

3 ごみ処理施設

(1) 活動体制

都市創造対策部環境課は、保有する資機材等で応急復旧を実施するが、必要に応じ府、他の市町村、関係業者等に応援要請を行い、応急復旧に際しての人材・資機材調達の協力を得る。

(2) 緊急対応の実施

ア 都市創造対策部環境課は、ごみ処理施設において二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行う。

イ 必要に応じて、消防本部及び高槻警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。

(3) 応急復旧対策

ア 資機材等の確保

応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。

イ 応急復旧

ごみ処理施設の被害状況を迅速に調査し、ごみ処理施設等の応急復旧を実施するとともにごみ収集作業に支障がないように収集車両等の確保・点検措置を講じる。

(4) 広報

都市創造対策部環境課は、総合政策対策部コミュニティ推進課にごみ処理施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供し、総合政策対策部コミュニティ推進課は、住民に対してごみ収集業務の中止状況、復旧状況等についての広報活動を実施する。また、住民に指定日時、場所以外へのごみの排出を行わないよう呼びかける。

4 し尿処理

(1) 応急復旧対策

ア 広報

都市創造対策部環境課は、総合政策対策部コミュニティ推進課に高槻市エネルギーセンター分室の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供し、総合政策対策部コミュニティ推進課は、住民に対してし尿収集業務の中止状況、復旧状況等についての広報活動を実施する。

5 電力（関西電力(株)）

(1) 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生する恐れがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、町、消防本部及び高槻警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。

(2) 応急供給

ア 電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把握に努める。

イ 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。

ウ 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。

エ 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。

(3) 広報

ア 二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカを必ず切ることなど電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。

イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

6 ガス（大阪ガス(株)）

(1) 応急措置

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

(2) 応急復旧対策

ア 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから応急供給を行う。

イ 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。

ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

エ 被害箇所の修繕を行い、安全を確保した上で、ガスの供給を再開する。

(3) 広報

ア 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。

イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、情報機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

7 電気通信（西日本電信電話(株)）

(1) 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

ア 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。

ウ 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

エ 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる（西日本電信電話株式会社）。

また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

(2) 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所・避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(3) 設備の応急対策

- ア 被災した電気通信設備等の応急対策は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- イ 必要と認めるときは、応急対策に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
- ウ 応急復旧に当たっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

(4) 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急対策においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

第12節 交通の機能確保

鉄軌道及び道路の管理者は、都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

●主たる業務の担当

業務担当	業務内容
都市創造対策部都市整備課	道路の被災状況の把握 応急復旧
総合政策対策部コミュニティ推進課	広報
鉄軌道管理者	鉄軌道施設の被災状況の把握 応急復旧対策 住民への広報

1 鉄軌道施設の応急復旧

(1) 活動体制

各鉄軌道施設管理者は、災害が発生した場合、被害を最小限度にとどめ、速やかに被害復旧にあたるため、必要に応じて災害対策本部等を設置し、輸送の確保に努める。

(2) 応急復旧対策

各鉄軌道施設管理者は、列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急度、復旧の難易度などを考慮して、あらかじめ定められた復旧計画に基づき段階的な復旧を行う。

(3) 広報

各鉄軌道施設管理者は、総合政策対策部コミュニティ推進課に各鉄軌道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。

また、住民に対しても被害状況、復旧状況等について広報活動に努める。

2 道路の応急復旧等

(1) 活動体制

道路管理者は、被災した道路について、道路機能の早期復旧を図るため、優先順位の高い道路から順次修繕を行う。

(2) 応急復旧対策

ア 道路・橋梁等の被災状況の把握及び応急復旧の検討

都市創造対策部都市整備課は、被災状況の把握を行い、道路・橋梁等の応急復旧方法を検討する。

イ 応急復旧工事

都市創造対策部都市整備課は、復旧範囲を決定したうえで、補修・補強等の応急復旧工事を協定業者等の協力によって実施する。

ウ 道路上の障害物の除去及び処理

都市創造対策部都市整備課は、緊急通行車両の通行及び応急活動に支障をきたす道路上の障害物を除去し適切な処理を行う。

エ 緊急交通路・交通規制対象路線の情報収集

都市創造対策部都市整備課及び総合政策対策部コミュニティ推進課並びに府、西日本高

速道路株式会社、高槻警察署は、災害時の道路交通の確保及び緊急輸送に関する総合的な調整を実施するため、相互に情報収集・交換する。

オ 代替ルートの確保等

道路・橋梁等の被災により通行不能となった道路については、代替ルートの確保を図る。

カ 通行の禁止・制限、交通混乱の防止等

緊急交通路等の主要な道路においては、災害応急対策活動の円滑な実施を図るために、必要に応じて通行の禁止・制限等による交通混乱の防止を図る。

(3) 広報

都市創造対策部都市整備課は、総合政策対策部コミュニティ推進課に緊急交通路、交通規制対象路線等の情報を提供する。総合政策対策部コミュニティ推進課は、住民に対して広報活動を実施する。

第13節 農林関係応急対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、農林畜産施設の被害の発生を防ぎよし、又は被害の拡大を防止することを目的とする。

●主たる業務の担当

業務担当	業務内容
都市創造対策部にぎわい創造課	農林施設等の被害の調査 農林施設等の応急対策の指示 ・農作物応急対策の実施 ・畜産応急対策の実施 ・林産物応急対策の実施

1 農林施設等の応急対策

(1) 公共施設の応急対策

農道、堤防、用排水路、ため池、頭首工、揚排水機、林道、治山施設等が被災した場合、被害の調査を早急を実施する。また、これらの施設に被害のおそれがある場合は、その箇所の補強工事を至急実施するよう指導する。

(2) 共同利用施設の応急対策

作業場、倉庫、洗場、集荷場が被災したときは、被害の調査を早急を実施し、必要な補強工事等を至急実施するよう指導する。

2 農作物応急対策

(1) 災害対策技術の指導

被害を最小限に食い止めるため、都市創造対策部にぎわい創造課は、農家に対し、災害対策技術の指導を行うものとし、必要に応じ、大阪府北部農と緑の総合事務所及び農林技術センター等試験研究機関に指導、援助を要請する。

(2) 種子もみ及び園芸種子の確保のあっせん

都市創造対策部にぎわい創造課は、必要に応じて、大阪府北部農と緑の総合事務所に対して、災害対策用種子もみ及び園芸種子のあっせんを依頼し確保を図る。

(3) 病害虫の防除

都市創造対策部にぎわい創造課は、大阪府北部農と緑の総合事務所、大阪府環境農林水産部農政室推進課害虫防除グループ等と協力して、被災した農作物の各種病害虫の防除指導を行う。

3 畜産応急対策

都市創造対策部にぎわい創造課は、大阪府家畜保健衛生所と協力して、災害時において、家畜伝染病の予防とまん延の防止に留意し、家畜損耗の未然防止を図る。

4 林産物応急対策

都市創造対策部にぎわい創造課は、災害時において、林産物の被害を軽減するため、山林種苗の供給、病害虫の防除を図る。

第14節 災害救助法の適用

災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行う。

●主たる業務の担当

業 務 担 当	業 務 内 容
総合政策対策部政策企画課	施設被害状況の把握
総務対策部財政課	被害規模の算定
総務対策部危機管理室	災害救助法の適用手続き

1 災害救助法の適用基準

人口が30,000人以上50,000人未満の本町の場合、災害救助法の適用は、災害による町域の被害が次のいずれかに該当する場合において、知事が指定する。

- (1) 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下、「滅失世帯」という。）の数が、60世帯以上に達した場合。
- (2) 府内の滅失世帯の数が2,500世帯以上に達する場合において、町の滅失世帯の数が30世帯以上に達した場合。
- (3) 府内の被害世帯の数が12,000世帯以上に達する場合において、町の滅失世帯数が多数の場合。
- (4) 災害が隔離した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令に定める特別の事情（注1）がある場合で、かつ、滅失世帯数が多数の場合。

（注1）：特別の事情

災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること

- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準（注2）に該当するとき。

（注2）：基準

1. 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数のものが、避難して継続的に救助を必要とすること
2. 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること

2 滅失（罹災）世帯の算定基準

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の全壊（全焼・流失）した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定に基づき、みなし換算を行う。

【滅失世帯の算定基準】

滅失住家 1世帯 = 全壊（全焼・流失）	住家 1世帯
滅失住家 1世帯 = 半壊（半焼）	住家 2世帯
滅失住家 1世帯 = 床上浸水、土砂の堆積によって 一時的に居住できない状態になった住家	3世帯
（注）床下浸水、一部損壊は換算しない。	

3 災害救助法の適用手続

(1) 適用手続き

町長は、町の災害の規模が災害救助法の適用基準に該当する場合、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を知事に報告するとともに、災害救助法の適用について要請する。

(2) 救助の程度・方法及びその費用の範囲

災害救助法による救助の程度・方法及びその費用の範囲は、資料編「災害救助法による救助の程度・方法及びその費用の範囲」のとおりである。

4 救助の種類

災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、国の責任において知事があたることになっているが、知事が、救助を迅速に行うため必要があると認めたときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととする（災害救助法第13条第1項）。

なお、上記により町長が行う事務のほか、町長は知事が行う救助を補助する。

ただし、災害の事態が急迫して、災害救助法に基づく知事による救助を行うことができない場合は、町長が自ら救助に着手する。

災害救助法による救助の種類は次のとおりである。

- ア 受入れ施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 災害にかかった者の救出
- カ 災害にかかった住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与（※現在は運用されていない。）
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 死体の捜索及び処理
- サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第15節 避難所の開設・管理等

災害が発生したとき、避難所を供与し、居住の確保、食糧、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

また、災害による家屋の損壊、滅失によって避難を必要とする住民を臨時に受入れることのできる避難所を開設する。

●主たる業務の担当

業務担当	業務内容
教育こども対策部	避難所の点検、開設準備 避難所の開設・管理 避難所の集約・解消

1 避難所の開設

避難受入れが必要な場合は、速やかに避難所を開設する。

(1) 避難受入れの対象者

ア 災害によって現に被害を受けた者

(ア) 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること

(イ) 現に災害を受けた者であること

イ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

(ア) 避難の勧告・指示（緊急）が発せられた場合

(イ) 避難の勧告・指示（緊急）は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合

ウ その他避難が必要と認められる場合

(2) 避難所開設の留意事項

学校施設については、体育館を避難所として開設するものとし、不足する場合は一般教室を利用する。

(3) 避難所の開設方法

教育こども対策部は、施設管理者、又は職員の派遣によって各避難所を開設する。

(4) 臨時の避難所

ア 指定された避難所だけでは不足する場合

指定されている避難所だけでは避難者の受入れが困難な場合は、他の公共及び民間の施設管理者や府に対し、臨時の避難所としての施設の提供を要請する。避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう関係機関等に働きかける。

イ 指定された避難所以外の施設に避難者が集結した場合

避難者に指定された避難所に避難するよう指示する。ただし、指定された避難所にスペースがない場合は、施設管理者の同意を得たうえで、臨時の避難所として開設する。

ウ 臨時避難所の開設

(ア) 臨時避難所を開設する場合は、教育こども対策部から職員を派遣するものとし、対応が困難な場合は、災害対策本部会議において、対応する対策部及び職員を定める。

- (イ) 開設後は、指定避難所と同等に扱う。
- (5) 関係機関への通知
総務対策部危機管理室は、直ちに避難所開設の状況を知事に報告する。
- (6) 避難所設置・維持の適否の検討
避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

2 避難所の管理

「避難所運営マニュアル」に基づき、自主防災組織等を中心とした住民組織の協力を得て、避難者による自主的な運営を促す。

- (1) 管理責任者
避難所の管理責任者は、当該施設の職員又は指名された者とする。
- (2) 運営主体
避難所の管理責任者は、自主防災組織等を中心とした住民組織の協力を求めながら、避難所の運営を行う。
- (3) 避難所の管理
 - ア 避難者収容記録簿の作成
管理責任者は、避難者名簿（カード）を配布・回収のうえ、これを基に避難者収容記録簿をできる限り早期に作成する。
 - イ 食料、生活必需品等の調達・配布
管理責任者は、避難所で必要とする食料、生活必需品、その他物資の必要数量を把握し、教育こども対策部教育総務課に報告する。
教育こども対策部教育総務課は、各避難所での必要数量を取りまとめた後、都市創造対策部にぎわい創造課に調達を要請する。
また、到着した食料や物資を受け取った場合は、その都度、避難所物品受払簿に記入のうえ、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て配布する。
- (4) 要配慮者への配慮
 - ア 管理責任者は、避難所を開設した場合、自主防災組織やボランティア等の協力を得て、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。
 - イ 管理責任者は、調査の結果に基づき、これらの者が必要とする食料、生活必需品等の調達を教育こども対策部教育総務課を通じて都市創造対策部にぎわい創造課に要請する。
- (5) プライバシー保護
管理責任者は、避難所生活の長期化等の状況に応じた、プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮に留意する。

3 避難所の管理、運営の留意点

避難者による自主的な運営を促すとともに、避難所運営マニュアルに基づき、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

- (1) 避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び避難所等で生活せず自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活し食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、府への報告を行う。
- (2) 混乱防止のための避難者心得の掲示
- (3) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- (4) 生活環境への配慮を行い、常に良好なものとするため、食事供与の状況、トイレの設置状況等を把握する

- (5) 避難行動要支援者への配慮
- (6) 避難の長期化等必要に応じて、次の把握に努め、必要な措置を講じる。
 - ア プライバシーの確保状況
 - イ 入浴施設設置の有無及び利用頻度
 - ウ 洗濯等の頻度
 - エ 医師や看護師等による巡回の頻度
 - オ 暑さ・寒さ対策の必要性
 - カ ごみ処理の状況など避難者の健康状態や避難所の衛生状態
- (7) 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。
- (8) 相談窓口の設置（女性相談員の配置に配慮する。）
- (9) 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮の徹底
- (10) 避難所の運営における女性の参画を推進するため、避難所運営組織に女性を加えるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。
- (11) 特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (12) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう定める。
- (13) 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換を図る。

4 避難所の集約及び解消

施設の本来機能を回復するため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難所の集約及び解消を図る。

- (1) 管理責任者は、本部長から集約及び解消の指示があった場合は、その旨を避難者等に伝える。
- (2) 管理責任者は、避難所を閉鎖した旨を危機管理室に報告するとともに、施設管理者（学校長等）にも報告する。

5 避難所の早期解消のための取組等

府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、町は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、町、府、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻せるよう方策を検討する。

第16節 広域一時滞在への対応

災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、府内市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第17節 緊急物資の供給

被災者の生活の維持のため必要な食糧、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関と相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等の供給を図る。

町は、供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、府及び協定業者等又は物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕に対し、物資の調達を要請する。

●主たる業務の担当

業務担当	業務内容
上下水道対策部業務課	給水計画の作成、応急給水 ・広域応援要請（総務対策部危機管理室経由）
上下水道対策部工務課	給水被害状況の把握
教育こども対策部教育総務課	食料供給対象者の把握 ・食料供給計画の作成 生活必需品供給対象者の把握 ・生活必需品供給計画の作成 物資等の供給・配布
都市創造対策部にぎわい創造課	食料の調達 生活必需品の調達
総務対策部危機管理室	広域応援要請等
総合政策対策部コミュニティ推進課	住民への広報

第1 給水活動

上下水道対策部業務課は、府と協力して速やかな給水に努める。

1 災害直後の応急給水

(1) 災害直後の情報の収集

上下水道対策部工務課は、災害直後、次の情報を集約・整理して被害の範囲・規模を把握し、応急給水対策を立てる。

ア 災害発生直後は、浄水場に設置した計器で浄水池、配水池等の状況を確認し、配水量の把握を行う。

イ 各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。

(2) 広報

ア 応急給水を実施するにあたり、給水タンク積載車による給水場所、給水時間について広

報車で広報を行う。

イ 災害規模が大きくなれば、広報車を巡回させる。

(3) 応援要請

町単独で十分な応急活動を実施することが困難な場合は、総務対策部危機管理室を通じて府、他の市町村等に支援を要請する。

2 応急給水のシステム

(1) 目標量と応急給水の目標

ア 目標量

被災者1人あたり1日3リットルを目標として供給し、応急復旧の進捗にあわせ順次供給量を増加する。

イ 給水方法

(ア) 浄水場から給水タンク積載車による運搬給水

(イ) 配水本管ないし配水支管の消火栓に設置する応急給水栓による給水

(ウ) 貯水槽、学校プール等の貯留水を浄化装置により浄化した上で運搬給水ないし現場給水

(エ) ボトル水等の配布

(オ) 飲料水の水質検査の実施

(2) 応急給水実施の優先順位

病院等の緊急に水を要する施設や、高齢者、障害者等の要配慮者の施設には優先的に給水タンク積載車を配備するとともに、応急給水栓をそれらの近くに設置する。

(3) 応急給水拠点の確保

ア 応急給水拠点

被災直後は浄水場、配水池を応急給水拠点とし、その後配水幹線・支線の復旧に伴い応急給水栓を設置し、応急給水拠点を増設する。

イ 応急給水拠点が被災した場合

浄水場、配水池が被災した場合は、給水タンク積載車を応急給水拠点とする。

(4) 家庭用水の供給等

上下水道対策部業務課は、府の指示に基づき速やかに家庭用水の供給を実施し、容器による搬送等、実情に応じた方法によって行う。

3 住民への広報

(1) 手段

給水時間や場所、断水の解消見込みは、住民が最も必要とする情報の一つであり、住民の給水に対する協力を得たり、不安を和らげるためにも、情報提供を積極的かつきめ細かく行う必要がある。

そのためには、次の手段等の活用を図る。

ア 広報車

イ 町広報誌（災害情報）

ウ マスコミ（テレビ、新聞、ラジオ等）

エ 自治会

オ インターネット等

(2) 情報提供

ア マスコミに対しては、全面的な協力が得られるよう定期的に情報を提供する（頻度と時刻は適宜定める。）。

イ 外国人向けの情報伝達として、通訳、ボランティアによる災害情報の配布を実施する。

ウ 住民に対し、自治会や避難場所での広報を通じ、水使用上の注意点、節水の必要性等を広報する。

第2 食料の供給等

教育子ども対策部教育総務課は、府及び協定業者等の協力のもと、迅速かつ的確に食料の確保・供給に努める。

1 食料の供給

(1) 食料供給の対象者

- ア 避難所に収容された者
- イ 旅行者、町内通過者等で他に食料を得る手段のない者

(2) 供給する食料の内容

供給する食料は、災害発生直後はアルファ化米等の備蓄食料とし、その後は弁当等調理済食品を基本とする。

(3) 供給方法

- ア 教育子ども対策部教育総務課は、食料供給の対象者数から必要な数量を把握のうえ、供給計画を作成する。
- イ 供給計画に基づき、備蓄食料や協定業者等からの調達によって確保供給する。
- ウ 避難所等での配布については、避難所内自治組織、地域各種団体、ボランティア等が実施するよう支援する。

(4) 食料の調達・搬送

都市創造対策部にぎわい創造課は、関係部と密接な連携を図りながら食料の調達・搬送を実施する。

- ア 備蓄食料
備蓄場所から搬出して避難所等へ搬送する。
- イ 調達食料
協定業者から調達する。
- ウ 調達食料の搬送
調達食料については、原則として、協定業者等によって避難所等への直接搬送を行う。

2 炊き出し

食料の供給ができない場合、教育子ども対策部教育総務課は炊き出しの手配を行う。

(1) 炊き出しの方法

- ア 炊き出しは、避難所内の自治組織、地域各種団体、自衛隊等の協力を得て実施する。
- イ 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決める。
- ウ 他団体等からの炊き出しの申し出については、総務対策部危機管理室が関係部局との調整のうえ受入れる。

(2) 炊き出しの場所

炊き出しは、小学校の調理室、中学校の家庭科教室等を利用して実施する。なお給食調理施設が利用できない場合、又は調理施設のない避難所においては、応急的な調理施設及び資機材の確保に努める。

3 応援要請

町単独で十分な食料の供給を実施することが困難な場合は、総務対策部危機管理室を通じて府に支援を要請する。他の市町村、農林水産省、近畿農政局（大阪地域センター）に応援要請した場合は、府に報告する。

第3 生活必需品の供給等

府及び協定業者等の協力のもと、生活必需品の迅速かつ的確な確保・供給に努める。

1 生活必需品の供給

(1) 生活必需品供給の対象者

住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者

(2) 供給する生活必需品の内容

被災者の実情に応じて次に掲げる品目の範囲内において現物供給する。

ア 被服、寝具及び身のまわり品

イ タオル、石鹸等の日用品

ウ ほ乳瓶

エ 衛生用品

オ 炊事道具、食器類

カ 光熱用品

キ 医薬品等

ク 要援護高齢者・障害者等用介護機器、補装具、日常生活用具等

(3) 供給方法

ア 教育こども対策部教育総務課は、生活必需品供給の対象者数から必要な数量を把握のうえ、供給計画を作成する。

イ 都市創造対策部にぎわい創造課は、供給計画に基づき、備蓄品や協定業者等からの調達によって確保し、教育こども対策部教育総務課が供給する。

ウ 避難所等での配布については、避難所内自治組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。

2 生活必需品の調達・搬送

都市創造対策部にぎわい創造課は、関係各部と密接な連携を図りながら、生活必需品の調達・搬送を実施する。

(1) 生活必需品の調達

ア 備蓄品

備蓄の毛布等を備蓄場所から搬出して避難所等へ配布する。

イ 調達品

(ア) 協定業者から調達する。

(イ) 流通状況に応じ、その他の卸売及び小売販売業者からも調達する。

(ウ) 町において生活必需品の調達が困難な場合は、知事に要請する。

(2) 生活必需品の搬送

調達品については、原則として協定業者等によって避難所等への直接搬送を行う。

3 応援要請

町単独で十分な生活必需品の供給を実施することが困難な場合は、総務対策部危機管理室を通じて府に支援を要請する。他の市町村、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。

第18節 保健衛生活動

感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じる。

●主たる業務の担当

業務担当	業務内容
都市創造対策部環境課	住居等の消毒の指導
健康福祉対策部いきいき健康課	食品衛生管理の保健所活動への協力 感染症患者発見の場合の保健所への通報 被災者の健康状態、栄養状態の把握 ・巡回相談・健康相談・栄養相談
総務対策部危機管理室	保健所を通じた府への報告
保健所	避難所の食品取扱い指導 食品営業施設の指導 食中毒の調査 避難所等における保健衛生対策への支援こころの健康相談対応

第1 防疫活動

感染症法及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、府と緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。

1 町で行う防疫活動

(1) 都市創造対策部環境課は、府の指導、指示により次の防疫活動を実施する。

- ア 消毒措置の実施
- イ ねずみ族、昆虫の駆除
- ウ 避難所等の防疫指導
- エ 衛生教育及び広報活動

(2) いきいき健康課は、府の指導、指示により次の防疫活動を実施する。

- ア 臨時予防接種の実施

2 薬品の調達、確保

防疫活動の実施に必要な薬品を調達、確保する。

3 府への協力要請

町は、単独で防疫活動を実施することが困難な場合は、府に協力を要請する。

4 その他必要な措置

感染症法に基づき、府の指示を受け、必要な措置を行う。

5 報告

保健所を経由して府に被害状況、防疫活動状況、災害防疫所要見込額を報告する。

6 災害防疫完了後の措置

災害防疫活動を終了した場合は、速やかに災害防疫完了報告書を作成し、総務対策部危機管理室及び保健所を経て府に提出する。

第2 食品衛生管理

健康福祉対策部いきいき健康課は、衛生上の徹底を推進する。

1 食中毒の防止

- (1) 物資集積拠点において、衛生状態監視、指導に努める。
- (2) 避難所において、保健所と連携し、食品の取扱い状況や容器の消毒等についての調査、指導に努める。
- (3) 保健所は、食品関係営業施設の実態を調査し、衛生上問題がある場合は、改善を指導する。

2 食中毒発生時の対応方法

健康福祉対策部いきいき健康課は、食中毒患者が発生した場合、府が行う食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因究明及び被害の拡大防止を図る。

第3 被災者の健康維持活動

健康福祉対策部いきいき健康課は、府と協力して被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動に努める。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

1 健康相談等

健康福祉対策部いきいき健康課は、保健所と連携して震災時における健康相談や訪問指導等の健康対策を実施する。

- (1) 巡回健康相談
被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、避難所、社会福祉施設、応急仮設住宅などを巡回し、保健師等による健康相談及び訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 巡回栄養相談
被災者の栄養状況を把握し、食糧の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
- (3) 在宅療養者への指導
高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

2 心の健康相談等

健康福祉対策部福祉推進課は、保健所が実施するところの健康相談対応に協力する。

第4 動物保護等の実施

町及び府並びに関係機関は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

1 被災地域における動物の保護・受入れ

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。

2 避難所における動物の適正な飼育

府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持を図る。

- (1) 都市創造対策部環境課は、各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整及び支援を行う。
- (2) 避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整を行う。
- (3) 他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。

3 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに町、府、警察等が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

第5 保健衛生活動における連携体制の整備

町は、府と連携し、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入れが可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施等体制整備を図る。

府は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣を行う。

第19節 避難行動要支援者への支援

被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズを把握するとともに、継続した支援活動を実施する。

●主たる業務の担当

業務担当	業務内容
健康福祉対策部福祉推進課 健康福祉対策部いきいき健康課	要援護者の安否・状況確認 在宅福祉サービスの継続的提供 避難所等への介護要員等の派遣 施設への緊急入所等
教育こども対策部子育て支援課	要保護乳幼児・児童の早期発見 乳幼児・児童の保護 心のケア対策

1 避難行動要支援者の被災状況の把握

(1) 避難行動要支援者の安否確認及び被災状況の把握

ア 健康福祉対策部福祉推進課、保険課及びいきいき健康課は、発災時等においては、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、「避難行動要支援者支援プラン」に基づき、民生委員児童委員、地域住民、自主防災組織、島本町社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得ながら、速やかに在宅要援護高齢者、障害者その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるとともに、単独での避難行動に支障があると認められる者の避難誘導の実施に努める。

また、教育こども対策部子育て支援課は、保護者を失う等の要保護乳幼児・児童の早期発見、保護に努める。

イ 健康福祉対策部福祉推進課、保険課及びいきいき健康課は、府と連携して町内の社会福祉施設の施設設備、職員、入所者及び福祉関係職員等の被災状況等の把握に努める。

(2) 福祉ニーズの把握

健康福祉対策部福祉推進課及びいきいき健康課は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

2 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても、十分配慮する。

(1) 在宅福祉サービスの継続的提供

ア 健康福祉対策部福祉推進課、保険課及びいきいき健康課は、被災した避難行動要支援者に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

イ デイサービスセンター等の社会福祉施設の早期再開を支援し、避難行動要支援者に対する福祉サービスの継続的な提供に努める。

ウ 教育こども対策部子育て支援課は、被災した乳幼児・児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

(2) 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

町及び府は、被災により、居宅、避難所等では生活ができない要配慮者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう支援を行う。

(3) 避難所等への介護要員等の派遣

健康福祉対策部福祉推進課、保険課及びいきいき健康課は、避難行動要支援者が避難する避難所及び福祉避難所に、介護要員を派遣し、必要な福祉サービスを提供する。

(4) 情報提供

関係団体やボランティア等の協力を得て、避難行動要支援者に対する居宅及び避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスに関する情報提供を行う。

第20節 社会秩序の維持

流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講じる。

●主たる業務の担当

業務担当	業務内容
総務対策部危機管理室	警備活動の要請
都市創造対策部にぎわい創造課	物価の把握 ・府への指導要請
総合政策対策部コミュニティ推進課	消費者への物価の実態に関する情報提供
高槻警察署	警備活動
自主防災組織	防犯パトロール

1 住民への呼びかけ

各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

2 警備活動

公共の安全と秩序を維持するため、犯罪防止対策を重点とした警備活動が実施されるよう高槻警察署に要請する。

- (1) 高槻警察署は、被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、府民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。
- (2) 自治会や自主防災組織は、地域の安全を維持するため、自ら防犯パトロールに努める。

3 暴力団排除活動の徹底

暴力団が復旧・復興事業等に介入するなど、資金獲得活動を展開することが予想されるため、動向把握、情報収集に努めるとともに、関係機関、自治体等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底を図る。

4 物価の安定及び物資の安定供給

都市創造対策部にぎわい創造課は、物価などの消費者情報の把握に努めるとともに、府と協力して被災者の経済的生活の安定と、経済の復興を推進する。

(1) 物価の把握

ア 物価把握

本部及び相談窓口等に寄せられる電話等によって物価の実態に関する情報収集を実施する。

イ 府への要請

府に対して、小売業者に対する適正な物資等の供給・流通、便乗値上げ等の事実確認、是正指導等の実施を要請する。

(2) 消費者情報の提供

消費者の立場を守るとともに、心理的パニックを防止するため生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報の提供に努める。

(3) 生活必需品等の確保

生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については府、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

5 災害緊急事態布告時の対応

内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場合は、住民は、これに応ずるよう努める。

第21節 住宅応急対策

被災者の住宅を確保するため、府と協力して速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の提供など必要な対策を行うとともに、公営住宅等の空き家への一時入居措置などに努める。応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障害者を優先する。

●主たる業務の担当

業務担当	業務内容
都市創造対策部都市計画課	被害状況の把握 住家等被災判定調査 住居障害物の除去 町管理施設の応急対策 被災住宅の応急修理
総務対策部危機管理室	みなし応急仮設住宅制度の活用 公営住宅等の一時使用の要請 応急仮設住宅の建設要請

1 住家等被災判定の実施

住家等被害の状況は、災害救助法の適用の根拠となり、罹災証明書の交付や各種の被災者援護対策の基礎となるため、適正な判定を実施する。

(1) 判定会議

ア 役割

総務対策部危機管理室は、都市創造対策部都市計画課の協力を得て判定会議を招集し、調査・判定の方針を定める。

イ 構成員

構 成 員
総務対策部危機管理室、都市創造対策部都市計画課のうち指名された者

(2) 現地調査の実施

ア 第一次調査

町内全域を対象として、外観目視によって調査・判定する。

イ 第二次調査

第一次調査の結果に不服のあった住家等及び第一次調査が物理的に不可能であった住家等について、再調査の申し出に基づき、再調査を実施する。

(3) 調査方法

ア 第一次調査の段階から、あらかじめ住民に調査を行う旨（地区、日程）の広報を実施し、可能な限り立入調査を実施することによって、判定に正確を期する。

イ 第二次調査時は、必要に応じ居住者又は所有者等の立会の上で立入調査を実施する。

(4) 被害の認定基準

【第2章「災害発生後の活動」第3節「災害情報の収集伝達」第3「詳細被害状況の把握」参照】

2 住居障害物の除去

(1) 除去の対象者

- ア がけ崩れ、浸水等によって、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている者
- イ 自らの資力をもってしては除去できない者

(2) 除去作業

- ア 府は、がけ崩れ、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしては除去できない者に対して障害物の除去を行う。ただし、必要に応じ、町に委任することができる。
- イ 府は、町に委任した場合、障害物の除去について、要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等の要請があったときは、必要な措置を講ずる。
- ウ 都市創造対策部都市計画課は、協定業者等の協力のもとに除去作業を実施する。
- エ 除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復旧活動に支障をきたさない範囲とする。

(3) 応援要請

協定業者等の資機材及び人材が調達・あっせんできない場合は、総務対策部危機管理室を通じ府へ要請する。

3 被災住宅の応急修理

府から委任された場合、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

(1) 応急修理の対象者

- ア 住家が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活ができない者
- イ 自らの資力をもってしては応急修理ができない者（詳細については、知事が決定する。）

(2) 修理の範囲

居室、炊事場、便所等生活上欠くことのできない部分のみを対象とする。

(3) 修理の期間

災害救助法適用による応急修理は、原則として発災の日から1か月以内に完了する。

4 被災家屋の解体

被災者の経済的負担の軽減を図るため、国が特別の措置を講じ、解体・除去等を公費で実施する場合は、都市創造対策部都市計画課は府と協議の上、解体を実施する。

5 応急仮設住宅の供与

府は、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、町と建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、建設型仮設住宅（建設して供与するものをいう。以下同じ。）を供与する。ただし、府は、必要に応じ、町に委任することができる。

- (1) 建設型仮設住宅の管理は、町の協力を求めて行う。
- (2) 町と協力し、集会施設等生活環境の整備を促進する。
- (3) 入居者に建設型仮設住宅を供与する期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。
- (4) 高齢者、障害者に配慮した建設型仮設住宅を建設するよう努める。

なお、府から委任された場合は、都市創造対策部都市計画課は、建設型仮設住宅（建設して供与するものをいう。以下同じ。）を供与する。

(1) 入居対象者

- ア 住家が全壊（全焼・流失）した者
- イ 居住する家がない者
- ウ 自らの資力をもってしては住宅を確保することができない者

(2) 応急仮設住宅等の建設用地

都市創造対策部都市計画課は、応急仮設住宅等の建設用地を次の順位にしたがって決定する。

- ア 水無瀬川緑地公園
- イ 小・中学校の運動場
- ウ 民間の遊休地

(3) 供与期間

災害救助法適用による応急仮設住宅の供与できる期間は、原則として完成の日から2年以内とする。

(4) 応急仮設住宅の管理

町は、府から要請があった場合、応急仮設住宅の管理を実施する。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営を支援するとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

(5) 高齢者・障害者等への配慮

町は、必要に応じて、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅を建設するよう府に要請する。

6 みなし応急仮設住宅制度の活用

総務対策部危機管理室は、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（借上型仮設住宅）を積極的に活用する。

7 公営住宅等の一時使用

総務対策部危機管理室は、建設型仮設住宅及び借上型仮設住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府・町営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。

8 町が管理する施設の応急対策

町管理施設のうち防災関連業務に必要な施設の点検、調査を迅速かつ的確に行い、応急措置を講じる。

(1) 応急措置が可能なもの

- ア 危険箇所があれば緊急に保安措置を講じる。
- イ 機能確保のため、必要限度内の復旧措置を講じる。
- ウ 電気・ガス・通信等の応急措置及び補修が必要な場合は、関係機関と連絡をとり、実施する。

(2) 応急措置の不可能なもの

- ア 被害の防止措置を重点的に講じる。
- イ 防災関連業務に必要な建物で、機能確保のため必要がある場合は、仮設建築物の手配を行う。

9 住宅に関する相談窓口の設置

応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置するとともに、府と連携を図り、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制の組織化を図る。

また、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、府と協同で貸主団体及び不動産業団体への協力要請等適切な措置をとる。

第22節 応急教育等

学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。

●主たる業務の担当

業務担当	業務内容
教育子ども対策部教育総務課 教育子ども対策部教育推進課	施設被災状況の把握 ・施設応急復旧 ・応急仮設校舎の建設 ・公共施設等の臨時教室確保 教職員被災状況の把握 ・教員等の確保 ・応急教育の実施 児童生徒被災状況の把握 ・学用品支給 ・身体と心の健康管理
教育子ども対策部生涯学習課	生涯学習施設応急対策、文化財応急対策 施設被災状況の把握、施設応急復旧

1 学校、幼稚園・保育所（園）等の応急対策

速やかに平常の教育活動が実施できるよう、施設設備の応急復旧及び代替校舎の確保など必要な措置をとる。また、児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。

- (1) 災害による被害の軽易な復旧は、その施設の長に委任する。
- (2) 授業又は施設利用に支障がある場合は、仮間仕切り、仮設トイレ等を設置する。
- (3) 被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧が完了するまで管理監督するとともに、応急仮設校舎を建設する。
- (4) 上記のとおり被災施設の応急復旧を図るほか、できる限り多数の教室を確保するため次の方策をとる。
 - ア 隣接校等との協議、調整を行い教室を確保する。
 - イ 学校施設以外の教育施設及び公共建築物のほか、協力の得られる適当な民間施設を教室に利用する。
- (5) 学校が指定避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の指定避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

2 応急教育の実施

(1) 応急教育の区分

教育子ども対策部教育総務課は、災害によって施設が損傷、若しくは避難所として使用され、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教員・園児・児童・生徒及びその家族の、罹災程度、避難者の収容状況、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して、次の区分にしたがって応急教育を実施する。

- ア 臨時休校
- イ 短縮授業
- ウ 二部授業
- エ 分散授業

- オ 複式授業
- カ 上記の併用授業

(2) 教育実施者の確保

教育委員会は、教員の被災等によって通常の授業が実施できない場合は、次の方法をもって教員の確保の応急措置を講じる。

- ア 各学校で、教員の出勤状況に応じて一時的な教員組織を編成する。
- イ 幼稚園については、助教諭、臨時講師を任用する。
- ウ 小中学校については、府教育委員会と協議し、必要な措置をとる。

3 学校給食の措置

教育子ども対策部教育総務課は、災害を受けるおそれが解消した場合は、学校再開にあわせ速やかに学校給食が実施できるよう措置を講じる。ただし、被災状況等によって完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。

なお、次の場合は、学校給食は一時中止する。

- (1) 避難所となった学校において、非常緊急措置として学校給食施設で炊き出しを実施する場合
- (2) 給食施設が被害を受け、給食実施が不可能となった場合
- (3) 感染症の発生が予想される場合
- (4) 給食物資が入手困難な場合
- (5) その他給食の実施が適当でないと認められる場合

4 就学援助等

府教育委員会及び町教育委員会は、被災により就学が困難となり、又は学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し援助する。

- (1) 町教育委員会は、町立学校の児童・生徒に対する就学援助費の支給について、必要な措置を講ずる。
- (2) 私立学校に通う児童生徒については、就学援助を行うよう府に要請する。

5 学用品等の支給

教育子ども対策部教育総務課は、学用品等の支給を、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

- (1) 教科書
- (2) 文房具
- (3) 通学用品

6 園児・児童・生徒の健康管理等

教育子ども対策部教育総務課は、被災した園児・児童・生徒の身体と心の健康管理を図るため、府教育委員会、茨木保健所等と連携して臨時健康診断、カウンセリング、電話相談等を実施する。

7 生涯学習施設等の管理及び応急対策

- (1) 施設の管理者は、施設で開催されている事業等の中止、延期又は利用者による事業を中止し、施設内における人命の安全を確保する。
- (2) 施設利用者の来館時においては、消防計画に基づき適切に避難誘導を行うとともに、混乱防止を図る。
- (3) 施設の管理者は、建物等の被害の調査を早急に実施し、危険箇所の応急的な安全措置を講

じる。

8 文化財対策

- (1) 教育こども対策部生涯学習課は、災害発生後直ちに町内の文化財の被害について調査する。
- (2) 教育こども対策部生涯学習課は、被害調査後、判明した状況から文化財の所有者及び管理者に対し必要な指示を行い、被害の拡大防止と保護を図る。
- (3) 指定文化財の所有者又は管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を町教育委員会を經由して府教育委員会に報告する。府教育委員会は、被災文化財の被害拡大を防止するため、町教育委員会を經由して所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。

第23節 廃棄物の処理

し尿、ごみ、災害廃棄物等について、被災地の衛生状態の保持及び迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、適切な処理を実施する。

●主たる業務の担当

【し尿収集】

業務担当	業務内容
都市創造対策部環境課	被害状況把握 仮設トイレ設置計画 ・仮設トイレ調達 ・仮設トイレ設置管理 ・し尿収集
総務対策部危機管理室 都市創造対策部環境課	広域応援要請

【ごみ処理】

業務担当	業務内容
都市創造対策部環境課	処理施設被災状況把握 ・臨時集積地確保 施設の応急復旧・稼働 ごみ収集見込み量の把握 ・分別収集
総務対策部危機管理室 都市創造対策部環境課	広域応援要請

【災害廃棄物等処理】

業務担当	業務内容
都市創造対策部都市計画課 都市創造対策部都市整備課	発生量の把握 ・災害廃棄物等収集処理 臨時集積場確保 ・災害廃棄物等処理
総務対策部危機管理室 都市創造対策部環境課	広域応援要請

【死亡獣畜】

業務担当	業務内容
都市創造対策部環境課	発生状況把握 ・死亡獣畜の収集処理

【環境保全対策】

業務担当	業務内容
都市創造対策部環境課	有害物質緊急汚染源調査 ・汚染防止対策の指導 大気・水環境調査
都市創造対策部都市整備課	建築物等の被災・解体、災害廃棄物等搬出等における飛散防止対策

1 し尿処理

(1) 初期対応

都市創造対策部環境課は仮設トイレの必要数を把握し、速やかに仮設トイレを設置する。

ア 水道・下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域における、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

イ 高槻市エネルギーセンター分室の被害状況と復旧見込みを把握する。

ウ 避難所である小・中学校及び水無瀬川緑地公園に設置されている災害用マンホールトイレの使用を開始する。

エ 被災者の生活に支障が生じることのないよう、高齢者、障害者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。

(2) 仮設トイレの設置

ア 仮設トイレ設置の基準

仮設トイレを次の基準を目安として設置する。

(ア) 仮設トイレ設置箇所数：5箇所／1,000世帯

(イ) 仮設トイレ設置台数：1台／100人

イ 仮設トイレの調達

仮設トイレの必要数を確保するために、備蓄トイレを使用するほか、業界団体と早急に連絡をとるとともに、総務対策部危機管理室を通じ府に協力を要請する。

また、同時に次の手配も行う。

(ア) トイレトーパー

(イ) 清掃用品

(ウ) 屋外設置時の照明施設

ウ 仮設トイレの設置

(ア) 仮設トイレは、避難所等公共施設に優先的に設置する。

(イ) 公園等屋外で照明施設が必要な場合は、関西電力株式会社と協議のうえ、照明施設を設置する。

エ 設置期間

上・下水道施設の機能が復旧し、その必要がないと認められるまでの間

(3) 仮設トイレの管理

都市創造対策部環境課は、関係業者等と協力し、仮設トイレの管理を行う。

ア 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態の保持を図る。

イ し尿収集業者、浄化槽清掃業者等に委託し、くみ取りを行う。

ウ 設置場所の管理者及び自主防災組織等の住民に対して、日常の清掃等の管理を要請する。

(4) 処理

都市創造対策部環境課は、高槻市エネルギーセンター分室の被害状況に応じて速やかにし尿の収集・処理の体制を確定する。

(5) 応援要請

都市創造対策部環境課は、町単独でし尿の収集が困難な場合は、必要に応じ総務対策部危機管理室を通じて府、他の市町村、関係団体に応援を要請する。

2 ごみ処理

(1) 初期対応

都市創造対策部環境課は、ごみ処理に必要となる情報を把握する。

ア 避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。

イ ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

ウ ごみ収集事業者の被害状況と復旧見込みを把握する。

(2) ごみ処理対策

都市創造対策部環境課は、災害にともない発生したごみを、なるべく早く収集・処分するよう努める。

ア 一般廃棄物の収集及び処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条（一般廃棄物の収集、運搬、処分の基準）に基づき、災害発生の日からなるべく早く収集・運搬し、処理する。

イ 塵芥等の収集及び処理

塵芥等については、積換所及び分別所を経て埋め立て、若しくは焼却する。

(3) ごみ収集方法

ア 都市創造対策部環境課は、防疫上、早期の収集が必要な腐敗性の高い可燃ごみは、委託業者の協力を得て、最優先で収集し、処理施設等へ運搬する。

イ 都市創造対策部環境課は、処理施設等の被害状況に応じ、ごみの分別方法を定め、すみやかに総合政策対策部コミュニティ推進課を通じて住民へ広報する。

(4) 処理

ア 処理施設は、速やかに点検を行い稼働できるよう措置を講じる。

イ 処理施設での処理能力を上回る大量ごみが発生した場合、または、周辺環境に留意し、公有地等を臨時集積地として利用するとともに、処理施設が被災し、処理出来ない場合は、「北摂地域における災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定」に基づき、応援を要請する。

ウ ごみ収集業者の被災等により搬出可能な場合は、殺虫剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、臨時集積地、収集場所等の衛生状態を保持する。

(5) 応援要請

都市創造対策部環境課は、ごみの収集及び協定に基づく処理が困難な場合は、必要に応じ総務対策部危機管理室を通じて府、他の市町村、関係団体に応援を要請する。

3 災害廃棄物等処理

(1) 初期対応

関係各部及び関係機関は（仮称）災害廃棄物処理計画に基づき情報の把握及び応急対策を実施する。

ア 災害廃棄物等の種類などを勘案し、発生量を把握する。

イ 災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物等の最終処分までの処理ルートの確保を図る。

(2) 住宅関連の災害廃棄物等処理

都市創造対策部都市計画課及び都市整備課は、住家及びその周辺に発生した災害廃棄物等を、速やかに処理するため、特に、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

(3) 公共施設上の災害廃棄物等処理

ア 主要道路上の災害廃棄物等処理

都市創造対策部都市整備課は、震災時における道路の巡視を行い、道路に障害を及ぼしている災害廃棄物等を発見した場合はその旨道路管理者に通報する。道路管理者は災害廃棄物等を除去・処理する。

イ 河川関係の災害廃棄物等処理

都市創造対策部都市整備課は、災害時における管内河川、公共下水道・排水路等の巡視を行い、橋脚、暗渠流入口等につかえる災害廃棄物等を発見した場合はその旨河川管理者に通報する。河川管理者は災害廃棄物等を除去・処理する。

ウ 鉄軌道上の災害廃棄物等の処理

各鉄軌道施設管理者は、鉄軌道上の災害廃棄物等を除去・処理する。

(4) 災害廃棄物等処理上の留意事項

災害廃棄物等の除去・処理を実施するに当たっては、次の点について十分留意する。

ア 他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、可能な限り管理者、所有者の同意を得て行う。

イ 危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

ウ 災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルを行い、最終処分量の低減を図る。

エ アスベスト等有害な災害廃棄物等については、専門業者に処理を委託し、住民の健康管理に十分配慮する。

(5) 除去した災害廃棄物等の処理

ア 多量の災害廃棄物等が発生した場合は、公共地等を臨時集積地として選定する。

イ 倒壊家屋等からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等については、可能な限り不燃、可燃等に分別して、臨時集積地へ直接搬送する。

なお、アスベスト等有害ゴミについては、専門業者によって処理する。

ウ 可燃物で再使用不能のものは、都市創造対策部環境課において焼却する。

エ 臨時集積地では、可能な限り分別を行い、最終処分の円滑化を図る。

(6) 応援要請

都市創造対策部環境課は、町単独で災害廃棄物等の除去・処理が困難な場合は、必要に応じ総務対策部危機管理室を通じて府、他の市町村、関係団体に応援を要請する。

4 死亡獣畜対策

(1) 初期対応

死亡獣畜の発生状況を把握する。

(2) 死亡獣畜の処理

ア 処理責任者

災害によって死亡し、放置された獣畜等は、都市創造対策部環境課が収集・処理を行う。

イ 処理方法

(ア) 都市創造対策部環境課は、死亡獣畜発見の連絡を受けた場合は、直ちに収集し、消毒その他の衛生処理を行う。

(イ) 収集された死亡獣畜は、定めた方法に基づき焼却する。

5 環境保全対策

(1) 初期対応

都市創造対策部環境課は、被災によって有害物質が漏洩した場合、大きな環境汚染のおそれがある主要工場については、地震発生後できる限り速やかに電話、現地調査その他の方法によって緊急汚染源調査を行う。

また、必要に応じて適切な措置を講じるよう指導する。

(2) 大気・水の監視

災害が発生した場合の環境調査についてその都度、国・府・関係機関等と協議して決める。

(3) 建築物の被災又は解体に伴う対策

ア 粉塵飛散防止対策

都市創造対策部環境課は、都市創造対策部都市整備課と協力して、建築物の解体作業現場における粉塵飛散防止対策を指導する。

イ アスベスト飛散防止対策

(ア) 解体・撤去工事を行う業者に対し、当該建築物が吹付けアスベストを使用している可能性のある建築物か否かを調査確認し、その結果の報告を求める。

(イ) 吹付けアスベスト使用建築物、又は吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、次の対策を講じるよう指導する。

a 事前に除去できる場合は、事前に除去するなどの補修対策を実施する。

b 事前に除去できない場合及び使用の有無が確認できない場合は、薬剤の散布による固化又は散水の実施のうえで作業を行う。

c 全壊した建物で、飛散のおそれがある場合は、直ちにシートによる囲い込みを行う。

(ウ) 吹付けアスベスト使用建築物、又は吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、解体・撤去工事を行う業者に対して工事完了後の報告を求める。

ウ 災害廃棄物等の搬出時の飛散防止対策

災害廃棄物等の搬出を行う車両については、運搬時の荷台シートカバーを義務づけるとともに、その他知事が定める作業基準が守られるよう必要な措置を講じる。

第24節 遺体の収容・処理、火葬等

関係機関と連携のうえ、遺体の収容・処理、火葬等について、必要な措置を講じる。

●主たる業務の担当

業務担当	業務内容
健康福祉対策部福祉推進課	救護所、病院等医療機関との連絡等 遺体の収容・処理・火葬等の実施 ・遺体安置所の指定、確保 ・ドライアイス、柩等の手配、火葬場の確保 ・遺体の搬送 ・火葬 ・遺体の引渡し ・遺骨の引渡し
健康福祉対策部住民課	火葬許可証の発行
消防対策部	死者・行方不明者の発生状況の把握 救出・救助活動
高槻警察署	死者・行方不明者の発生状況の把握 遺体の早期収容 遺体の搬送 遺体の検視（死体調査）、身元確認
医療救護班	遺体の検案

1 遺体の収容

(1) 遺体を発見した場合の措置

- ア 遺体を発見した場合、発見者は速やかに高槻警察署に連絡する。
- イ 高槻警察署は、遺体検視（死体調査）その他所要の処理を行った後、関係者（遺族）に引き渡す。
- ウ 災害に関連して亡くなった可能性がある者の遺体は、警察による検視（死体調査）、医師による検案を経なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することがないように留意する。

(2) 遺体の収容

- ア 遺体安置所
 - 遺体の安置所は、公共施設等の中から災害状況に応じて選定し、適宜施設管理者と協議して開設する。
 - (ア) 多数の遺体が発生した場合に備えて、被災者が避難する避難場所以外のできるだけ堅牢な建物で、広い場所を遺体安置所に設定するように努める。
 - (イ) 多数の遺体が発生した場合は、遺体安置所内または近接した場所において、警察及び医師による検視・検案を行うので警察、その他の関係機関と連携を図る。
 - (ウ) 遺体安置所には責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための福祉担当者等の配置についても検討しておく。
 - (エ) 警察から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。

(オ) 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等の死亡届の扱いについて、所管する法務局担当者と協議、調整を行う。

イ 収容

警察官の検視（死体調査）及び医師の検案を終えた遺体は、速やかに安置所へ搬送し収容する。

(3) 身元不明の遺体の措置

身元不明の遺体については、高槻警察署、その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。

2 遺体の処理

健康福祉対策部福祉推進課は、遺族が遺体の処理を行うことが困難もしくは不可能である場合は、関係機関等の協力を得て、遺体の処理を実施する。

(1) 遺体の処理方法

ア 資機材等や車両の調達

(ア) 遺体の洗浄、消毒等の処置を行う。

(イ) 遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給など、必要な措置を講ずる。

(ウ) 必要に応じて民間の葬儀社と連携し、遺体の処理やドライアイス等の遺体の安置に必要な資機材の確保、遺体保管・運搬体制の整備及び棺の確保に努める。

(エ) 停電及び断水等に備えて、非常用電源となる発電発動機及び照明器具、また、遺体を洗浄するために大量の水が必要となることから、計画段階においてタンク車等の確保にも努める。

イ 遺体の身元確認

(ア) 遺体身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成したうえ納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。

(イ) 身元が判明しない遺体については、高槻警察署の協力を得て、身元引受人の発見に努めるが、一定期間経過後も身元不明の場合は、行旅死亡人として取り扱う。

ウ 遺体の引取り

(ア) 身元が判明し、引取人がある場合は、速やかに遺族等へ引き渡す。

(イ) 遺体の引取りがあった場合は、遺体処理台帳に必要事項を記載する。

(2) 遺体処理のための書類

遺体処理に当たっては次の書類を整理する。

ア 遺体処理台帳

イ 遺体処理支出関係書類

(3) 遺体処理に従事する職員等の精神的なケア

遺体処理に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等についてもあらかじめ検討しておく。

3 遺体の火葬等

健康福祉対策部福祉推進課は、遺族において対応が困難、若しくは不可能な場合は、遺体の火葬を行う。火葬場の耐震化等により、仮埋葬をしなくても済むような遺体処理対策の検討に努める。

(1) 遺体の火葬等の方法

ア 対象者は、災害の際死亡した者とする。

イ 府及び他の市町村に協力を要請し火葬場を確保する。

ウ 遺体の搬送に必要な車両は、場合によっては霊柩車以外の車両を使用し、総務対策部危機管理室が確保する。

(2) 火葬に関する書類

火葬を実施するために必要な次の書類を作成する。

ア 火葬台帳

イ 火葬支出関係書類

4 府への応援要請

総務対策部危機管理室は、町自ら遺体の処理、火葬等の実施が困難な場合は、大阪府広域火葬計画に基づき、府に対して必要な措置を要請する。

第25節 自発的支援の受入れ

各地から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関との連携を密にし、適切に対処するよう努める。

●主たる業務の担当

業 務 担 当	業 務 内 容
健康福祉対策部福祉推進課 島本町社会福祉協議会	ボランティア窓口の設置 ボランティアの受入れ ボランティアの活動支援

1 ボランティアの受入れ

町、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、島本町社会福祉協議会、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

(1) ボランティアの受入れ

健康福祉対策部福祉推進課は島本町社会福祉協議会と連携の上、ボランティアの受入れ、活動の調整を行う窓口を開設する。

(2) 活動支援

ア 必要資機材、活動拠点の提供

健康福祉対策部福祉推進課は、島本町社会福祉協議会の要請に基づき、ボランティア活動に必要な資機材及び活動拠点の提供を行う。

イ 災害情報の提供

健康福祉対策部福祉推進課は、ボランティア関係団体に対して、災害の状況及び災害応急対策の実施状況等ボランティア活動を円滑に行う上での必要な情報を提供する。

2 海外からの支援の受入れ

(1) 連絡調整

海外からの支援については基本的に国において推進されることから、府と連携して十分な連絡調整を図りながら対応する。

(2) 支援の受入れ

ア 町及び府は、次のことを確認の上受入れ準備を行う。

- (ア) 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
- (イ) 被災地のニーズと受入れ体制

イ 町及び府は、必要に応じて以下の活動支援を行う。

- (ア) 案内者、通訳等の確保
- (イ) 活動拠点、宿泊場所等の確保

3 日本郵便株式会社（山崎郵便局）の援護対策等

日本郵便株式会社（山崎郵便局）は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

(4) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

第26節 義援金・救援物資の受入れ等

●主たる業務の担当

業務担当	業務内容
健康福祉対策部福祉推進課	義援金の受入れ 義援金の配分 救援物資の受け付け、配分

1 義援金の受入れ及び配分

寄託された義援金・救援物資の受入れ及び配分を行う。

(1) 受入れ

健康福祉対策部福祉推進課は、義援金の受入れ窓口を開設し、受入れ業務を行う。

(2) 配分

ア 義援金の配分については、義援金配分委員会を設置し、配分方法、伝達方法等を協議のうえ決定する。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努める。なお、委員会の構成は次のとおりである。

構 成 員
本部長、副本部長、本部員

イ 健康福祉対策部福祉推進課は、定められた方針、所定の手続きを経て被災者に情報を提供し、配分する。

2 救援物資の受入れ及び配分

(1) 受入れ

ア 健康福祉対策部福祉推進課は、町役場等に救援物資の受付場所を開設し運営を行う。

イ 義援物資の募集に際し又は、電話等により事前に義援物資の申し出があった場合は申し出人の善意に十分配慮し次のことにも配慮いただくよう要請する。

(ア) 受入れ品目の限定

- ① 必要とする物資
- ② 不要である物資
- ③ 当面必要でない物資

(イ) 義援物資送付の際の留意事項

被災地支援に資する義援物資等の送付に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等を実施する。

- ① 救援物資は荷物を開閉するまでもなく物資名、数量がわかるように表示すること
- ② 複数の品目を梱包しないこと
- ③ 近隣で協力者のある場合はその方々と連携を図り、小口の救援物資を避けること
- ④ 小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること
- ⑤ 腐敗する食料は避け、可能な限り義援金としてお願いすること

(2) 救援物資の配分

救援物資の配分については避難行動要支援者を優先し、教育こども対策部子育て支援課が実施する。

(3) 救援物資の搬送

ア 府及びその他の市町村等からの物資は、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。

イ 搬送は、健康福祉対策部福祉推進課の管理のもと、ボランティアの協力を得て実施する。